

地方自治情報管理概要

～電子自治体の推進状況（令和2年度）～

令和3年8月

総務省 自治行政局 地域情報化企画室

< 目 次 >

I はじめに

1 地方公共団体における行政情報化・IT戦略の経緯	1
2 近年の電子自治体推進の取組み	3
3 本調査の概要	5

II 調査結果

第1節 電子自治体の推進体制等

1 情報主管課の職員・要員数	6
2 CIO（情報化統括責任者）の任命	7
3 CIO補佐官（ネットワーク管理者を含む）の任命	8
4 CISO（最高情報セキュリティ責任者）の任命	9
5 情報化についての職員の人材育成等	10

第2節 行政サービスの向上・高度化

1 ホームページ等の状況	11
2 「災害時の被災者情報管理」業務システムの整備状況	12
3 行政手続のオンライン化の推進状況	13
(1) 申請・届出等手続のオンライン化計画及びオンライン利用促進計画の策定状況	
(2) 申請・届出等手続をオンライン化するための通則条例の制定	
(3) e-文書条例の制定	
(4) 申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムの導入	
(5) 申請・届出等手続の各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用	
(6) オンライン利用実績	
(7) オンライン利用の促進等に向けて講じた措置	
4 住民サービス向上への取組状況	20
5 統合型地理情報システム（GIS）の整備	21
(1) 統合型地理情報システム（GIS）の整備	
(2) 統合型地理情報システム（GIS）の整備方法及び活用状況	

第3節 業務・システムの効率化

1 複数の地方公共団体による業務システムの共同化（共同利用）	24
(1) 各種オンラインシステムの共同利用	
(2) 自治体クラウド導入によるコスト削減効果	
2 情報システムの最適化及びIT調達の適正化	25
3 システムの導入状況	27
4 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入状況	28
5 中間標準レイアウトの活用状況	31

第4節 情報セキュリティ対策の実施状況	
1 組織体制・規程類の整備	33
2 情報資産の管理方法	34
3 情報セキュリティ対策の実施	34
(1) 物理的セキュリティ対策の実施	
(2) 人的セキュリティ対策の実施	
(3) 技術的セキュリティ対策の実施	
4 情報セキュリティ対策の調達・運用	36
5 情報セキュリティ対策の監査・点検	37
6 情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）の策定状況	38
凡例	40
参考：電子自治体に関する近年の主要な取組み	43

I はじめに

1 地方公共団体における行政情報化・IT戦略の経緯

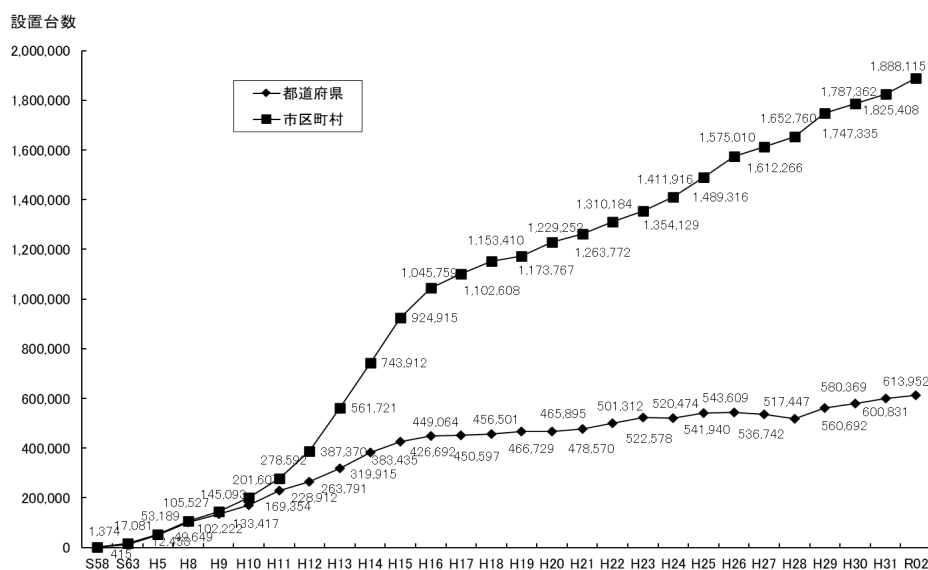
地方公共団体における情報通信技術を用いた行政情報化は、昭和35年に大阪市に電子計算機が導入されたことに始まる。この背景には、日本経済の急激な成長に伴う行政需要の飛躍的な増大と大都市地域における新規職員の採用難等の事情があった。昭和30年代、行財政の効率的な運営のための取組みが強化され、各地方公共団体は、窓口事務の一本化、事務処理に関する組織・機構等の改善を推進する一方、事務処理への機械導入による合理化を積極的に進めた。

昭和40年代に入ると、電子計算機は全国的に地方公共団体において積極的に活用されることとなり、事務処理の迅速化及び効率化に大きく貢献することとなった。また、当時、税務事務における事務処理システムの開発、市町村における住民記録システムの実施及び財団法人地方自治情報センターの発足等、現在の地方行政の実務で用いられている各種の情報処理システムや仕組みの基本が構築された。

昭和50年代には、昭和40年代末期におけるわが国経済の構造的変化から、国・地方を通じて財政悪化が深刻化したため、電子計算機の適用範囲は、当初の各種統計、税務、給与等の大量・定型業務から少量・多種・非定型業務へと拡大し、内部事務の効率化に留まらず、住民に対する行政サービスの向上に直接利用されるようになった。

昭和60年代から平成になり、庁内LAN等の情報通信ネットワークの整備が進むとともに、衛星通信、CATV、ICカード等の新しいメディア（ニューメディア及びマルチメディア等）を活用した地域情報化施策が進められるようになった。21世紀になり、政府はIT戦略を策定し、官民の総力をあげてIT化を推進していくことになった。平成13年1月に、IT戦略本部は「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを目標とした「e-Japan戦略」を策定し、ブロードバンド等のIT基盤の整備などを推進した。このような中で、地方公共団体におけるパソコンの設置台数も急速に増加した（下図）。

図 パソコンの設置状況の変遷



さらに、平成15年7月に、IT戦略本部は「e-Japan戦略Ⅱ」を策定し、医療、行政サービス等の7分野でITの利活用に向けた先導的な取組みを推進した。電子政府・電子自治体は、いずれの戦略においても重点分野の一つとして位置付けられ、「e-Japan戦略」では平成15年度までに「電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現」することを、また、「e-Japan戦略Ⅱ」では「重複投資は徹底排除、行政の透明性を高め、民の参画を促進」することを目標としていた。これらのIT戦略を受け、総務省においても、平成13年10月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」を、平成15年8月に「電子自治体推進指針」を策定し、電子自治体の基盤整備、行政サービスの向上、行政の効率化、地域の課題解決、情報セキュリティの確保に向けた各種の施策を講じてきた。その結果、各団体におけるIT基盤であるホームページ、庁内LAN、LGWAN、住民基本台帳ネットワーク及び公的個人認証等の全国的な電子自治体の基盤が整備されるとともに、CIOの任命や電子自治体推進計画等の策定などの庁内推進体制が強化されてきた。また、多くの団体で電子申請及び電子入札等の行政サービスのオンライン化が実現し、共同アウトソーシングによる業務・システムの効率化に向けた取組みも全国的に展開されてきた。

IT戦略本部は、平成18年に新たなIT国家戦略として「IT新改革戦略－いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる社会の実現－」を定め、電子行政については、「世界一便利で効率的な電子行政－オンライン申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現－」を図ることが目標とされた。総務省では、これらの戦略・計画を踏まえ、同年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を、平成19年3月には「新電子自治体推進指針」を策定し、地方公共団体におけるオンライン利用促進の取組みの推進に取り組んできた。また、平成20年8月にはICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定するなど、情報セキュリティ対策の強化にも取り組んだ。

平成22年5月、IT戦略本部は「新たな情報通信技術戦略」を公表し、新たな国民主権の社会を確立するため重点戦略（3本柱）と目標を設定した。同戦略の中で「国民本位の電子行政の実現」が1つの柱とされ、その具体的取組みとして、自治体クラウドによる情報システムの統合・集約化が位置付けられた。自治体クラウドの導入は行政コストの大幅な圧縮及び実質的な業務の標準化の進展等が図られるとともに、災害時の業務継続も図られることから、有効な取組みである。総務省においては、地方公共団体がASP・SaaSを導入する際に留意すべき点等を取りまとめた「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」（平成22年4月）を公表するとともに、自治体クラウド開発実証事業（平成21年～22年）を実施した。

また、同年7月末には、自治体クラウドを総合的かつ迅速に展開するため、総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置し、自治体クラウドの全国展開に向けた具体的な検討を行った。その後、平成25年2月には地域の元気創造本部を発足させ、その中でクラウドを活用した官民通じた業務の効率化を目指している。

平成23年度からは、地方公共団体における円滑な自治体クラウド導入を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた取組みに対して特別交付税措置を講じることとした。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、平成24年1月から「災害に強い電子自治体に関する研究会」を開催し、大災害が発生した場合の地方公共団体の業務継続及び住民へのサービス提供の観点から検討を行い、平成25年5月に地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）初動版サンプルほかを公表した。

2 近年の電子自治体推進の取組み

平成25年5月には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等が成立した。また、政府の新たなIT戦略として、同年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、地方公共団体の具体的な取組みとして、自治体クラウドについて、今後4年間で集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組みを加速するとされ、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月閣議決定)においても、自治体クラウドの取組みを加速させることとされた。

総務省では、これらの戦略等を受けて、平成26年3月に電子自治体推進指針である「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を策定した。これまでの指針がICTの進展や動向等について広く地方公共団体に情報提供することを目的の一つとしていたのに対し、本指針は、「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえた番号制度の導入に併せた自治体クラウド導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点を置いた。

本指針策定後、同年6月24日に「経済財政運営と改革の基本方針2014」、「『日本再興戦略』改訂2014」及び「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、これらにおいても、地方公共団体におけるクラウド化の加速等に関し、クラウド化市町村の倍増や、情報システムの運用コストの3割減を目指すことが盛り込まれるなど、電子自治体の推進は引き続き政府の重要施策の1つとして位置付けられた。

平成27年度に入ると、ITを活用した公共サービスの多様化や質の向上を、実感ある形で国民各層に届け、その利用の促進を図るとともに、新たな産業の創造等を通じた経済成長実現に向けた環境整備に資するため、国・地方を通じて、行政のIT化と業務改革の同時・一体的な取組みを加速していくことが必要との認識から、eガバメント閣僚会議(平成26年6月24日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定。議長：内閣官房長官)の下に、ワーキンググループとして内閣情報通信政策監(政府CIO)を主査とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」が設置された。その中で、自治体クラウドについては、主要検討課題の一つとして、これまでの取組みに、政府CIOの知見を加えて更に加速することとされた。

平成28年度には、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(同日閣議決定)及び「世界最先端IT国家創造宣言」(同年5月20日閣議決定)において、引き続き自治体クラウドの推進について盛り込まれ、既に自治体クラウドを導入したグループの取組み事例について深掘り・分析し、今後導入する地方公共団体の取組みに資するよう整理・類型化して、その成果を、総務省より通知する等により、地方公共団体に対して必要な助言及び情報提供等の支援を実施し、自治体クラウド導入の取組みを加速するとされた。これを踏まえて、同年8月に「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を取りまとめた。

平成28年12月24日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)において、地方公共団体は、「基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされる(同法第5条)とともに、データ活用に資するため、国と連携して自らの情報システムに係る規格の整備や互換性の確保、業務の見直しを行うこととされた(同法第15条第1項)。また、地方公共団体に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、オンラインにより行うことを原則とするよう定められた(同条第10条第1項)。

同法に基づき策定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）では、各地方公共団体がクラウド導入等に関する計画を策定し、国がその進捗を管理すること等が記載された。そのため、総務省では、「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップ」を平成29年11月に公表するとともに、平成30年6月には、各地方公共団体の策定した「クラウド導入等に関する計画」を公表した。

地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため取り組むこととされた。これまで総務省においては、「自治体戦略2040戦略構想研究会」（平成30年）、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI/ロボティクスの活用に関する研究会」（令和元年）、「自治体システム等標準化検討会」（令和元年～）等において標準化・共通化の取組の推進や課題の検討を行ってきた。その後、「新経済・財政再生計画改革工程表2019」（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定）において「国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施」することとされた。また、令和2年12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」（いずれも令和2年12月25日閣議決定）が定められ、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）について、関係府省が標準仕様を作成し、令和7年度を目標時期として標準化・共通化に取り組むこととされた。

また、市川晃第32次地方制度調査会会長から安倍内閣総理大臣に提出された「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（令和2年6月26日地方制度調査会答申）を踏まえ、さらに標準化・共通化の取組を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」を第204回通常国会に提出し、同法案は、令和3年5月12日に可決・成立した（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）。今後は、標準化法に基づき、標準化対象事務や標準化対象事務の処理に係る情報システムの標準化のための基準（以下「標準化基準」という。）等が定められるほか、地方公共団体は、標準化基準に適合したシステムの利用が義務づけられるとともに、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされている。

地方公共団体における行政手続のオンライン化については、地方公共団体が行う手続のうち、重要と考えられる手続を特定し、各地方公共団体における申請・届出等手続の更なるオンライン利用の促進に向けて、平成30年5月に「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（以下「利用促進指針」という。）を策定した。令和元年度には、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、国が取り組む地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進を図るための施策が取りまとめられた。本計画では、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として55手続が定められたことを踏まえ、令和2年3月に利用促進指針の改訂を行った。令和2年度には、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」の対象が58手続に拡大されたほか、自治体に関連する施策も多く盛り込まれた。総務省では、本計画における自治体が重点的に取り組む施策及び国の支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を同日に策定した。これにより、本計画において、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として定められている58手続のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される31手続を選定し、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進めることとなった。

また、情報セキュリティ対策については、総務省は、平成27年7月の日本年金機構における個人情報流出事案を受けて、自治体に対して、いわゆる「三層の対策」を講じるよう要請を行った。これにより、インシデント数の大幅な減少を実現した一方で、自治体からは、ユーザビリティへの影響を指摘する声があり、さらに、「クラウド・バイ・デフォルト原則」、行政手続のオンライン化、

働き方改革や業務継続のためのテレワークなど、新たな時代の要請が日々増大している。こうした中、総務省では、令和元年12月から「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」を開催し、新たな自治体情報セキュリティ対策について検討を行ってきた。令和2年12月には、同検討会での検討結果を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定を行い、オンライン申請等のデータの効率的な処理を実現するため、マイナポータル等で受け付けた申請データの基幹システムへのオンラインでの取り込みを可能にする等の見直しを行った。

3 本調査の概要

このような背景の下、本調査は地方公共団体における行政情報化の推進状況について、都道府県47団体、市区町村1,741団体を対象に実施した結果を令和2年4月1日現在の状況として取りまとめたものである。なお、当概要及びそれぞれの調査項目の個別データ（一部を除く。）については総務省のホームページに掲載しているので、適宜参考にされたい。

Ⅱ 調査結果

第1節 電子自治体の推進体制等

1 情報主管課の職員・要員数

情報主管課の職員数は、都道府県では1,293人、市区町村では9,915人であった。

また、外部委託等による要員人員のうち、常駐要員は都道府県では537人、市区町村では2,099人であった。

第1表 情報主管課の職員・要員数

	所属職員人数	外部委託等による要員人数	外部委託等による要員人数のうち常駐要員	合計
都道府県	1,293	948	537	2,241
市区町村	9,915	5,155	2,099	15,070
総数	11,208	6,103	2,636	17,311

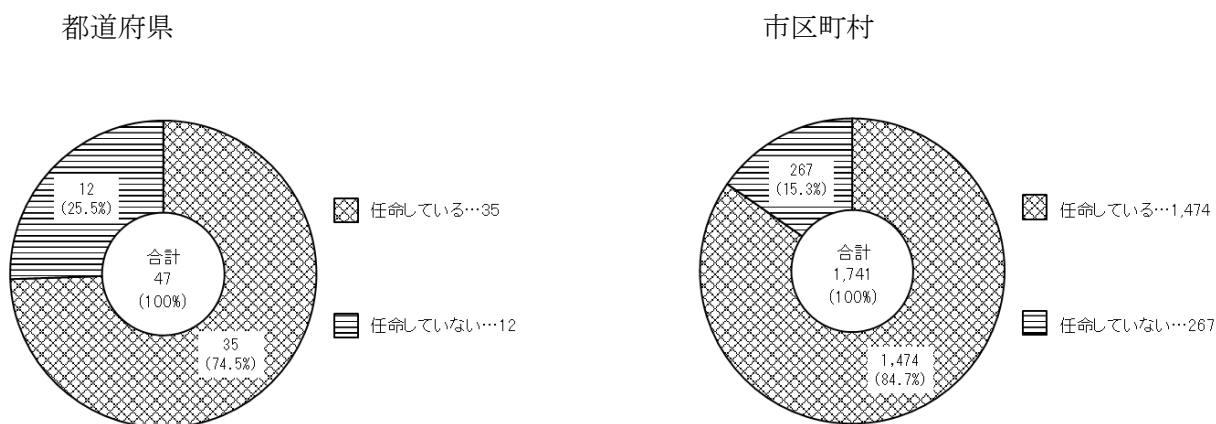
所属職員人数・・・各地方公共団体において採用された職員であり、情報主管課に所属する職員

外部委託等による要員人数・・・各地方公共団体において、外部委託等により業務を委託し、当該業務を処理するために民間企業等から派遣された者

2 CIO（情報化統括責任者）の任命

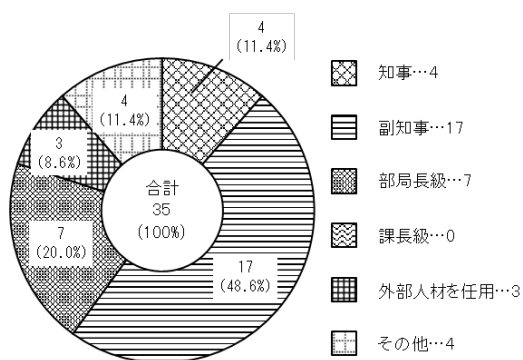
CIO(情報化統括責任者)については、都道府県では35団体(74.5%)、市区町村では1,474団体(84.7%)が任命している（第1図）。

第1図 CIOの任命の有無

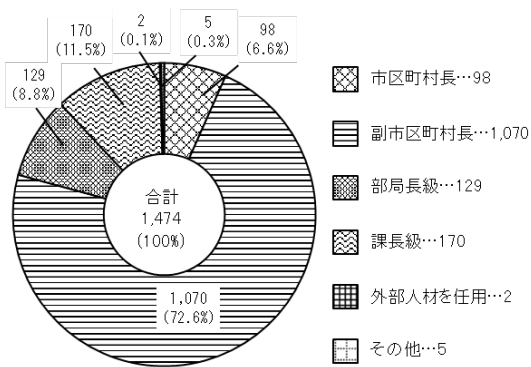


第2図 CIOの役職

都道府県（35団体中）



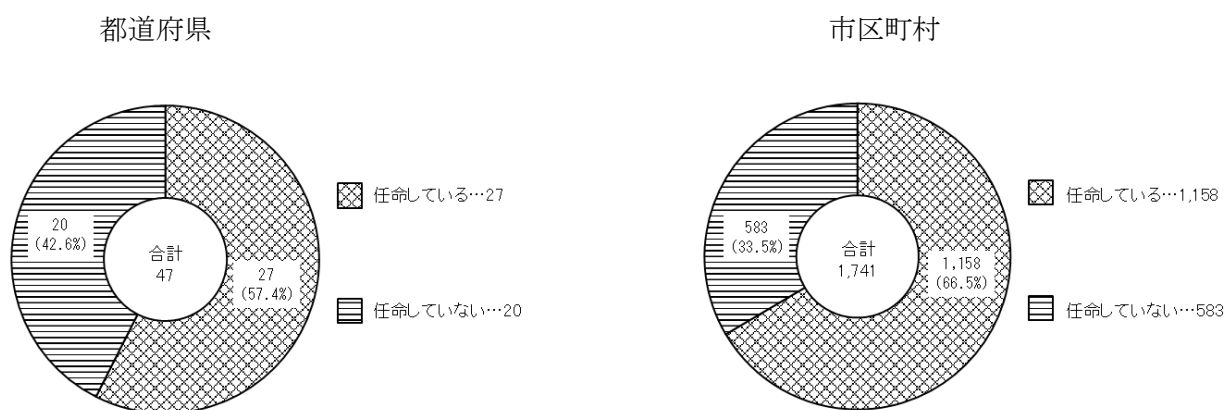
市区町村（1,474団体中）



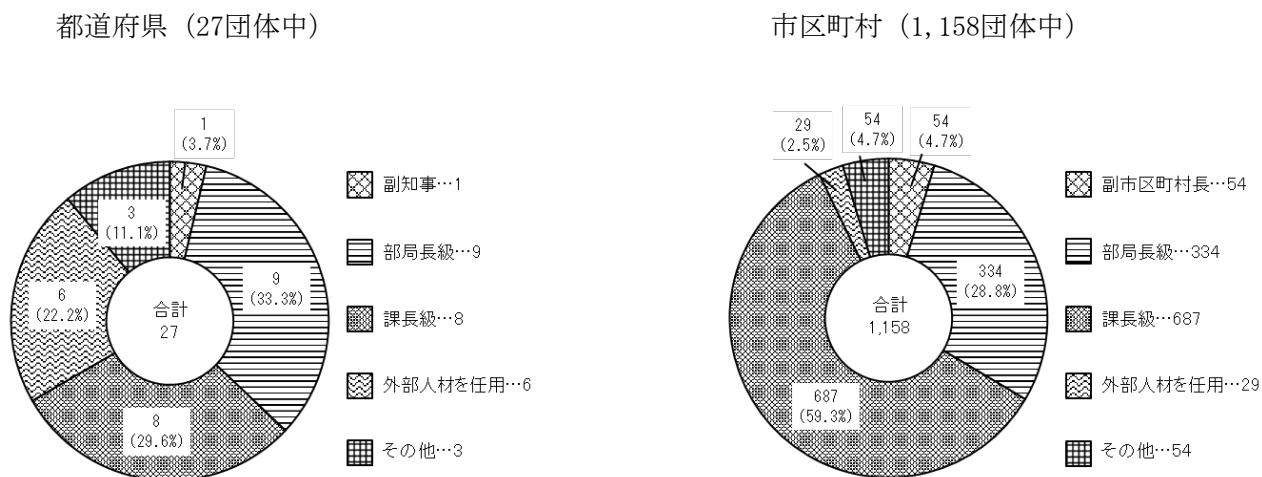
3 CIO補佐官（ネットワーク管理者を含む）の任命

CIO補佐官については、都道府県では27団体（57.4%）、市区町村では1,158団体（66.5%）が任命している（第3図）。

第3図 CIO補佐官の任命の有無



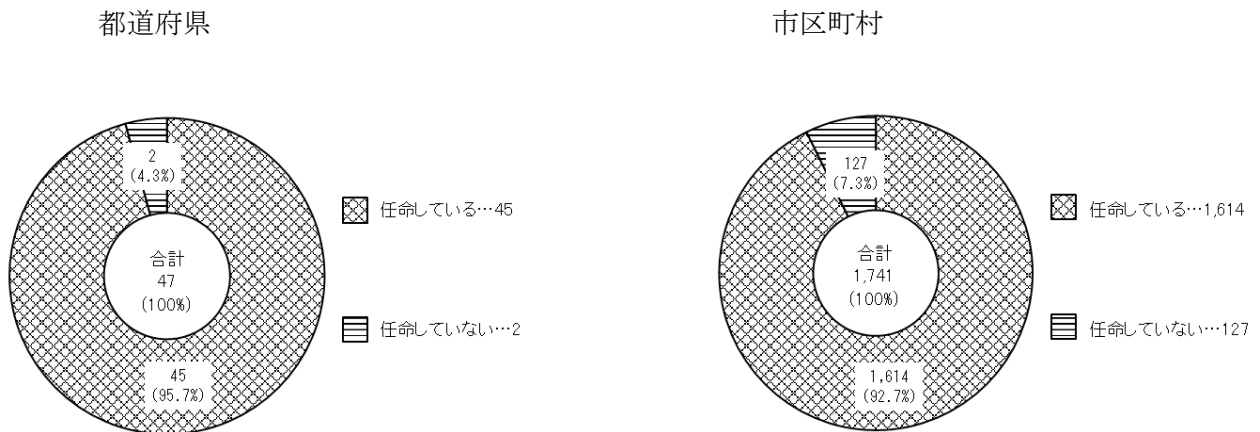
第4図 CIO補佐官の役職



4 CIS0（最高情報セキュリティ責任者）の任命

CIS0については、都道府県では45団体（95.7%）、市区町村では1,614団体（92.7%）が任命している（第5図）。

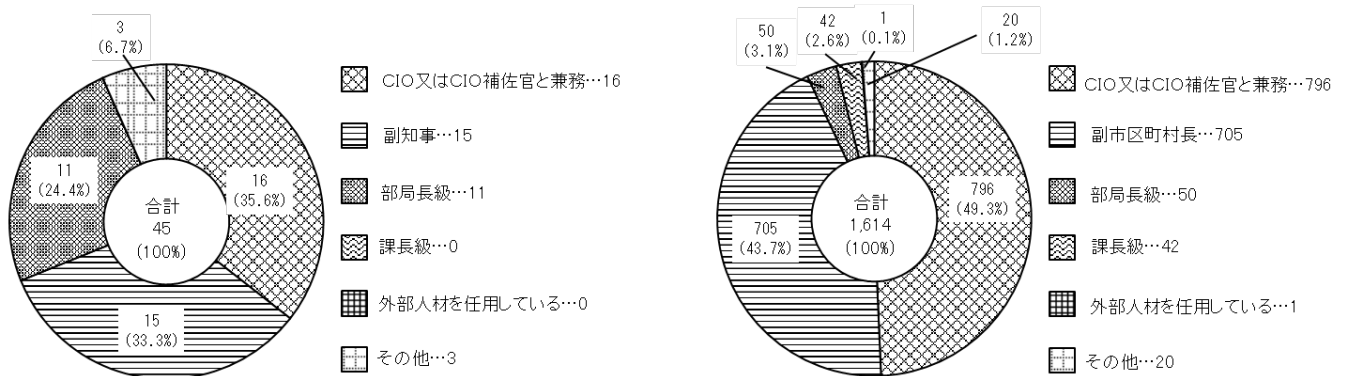
第5図 CIS0の任命の有無



第6図 CIS0の役職

都道府県（45団体中）

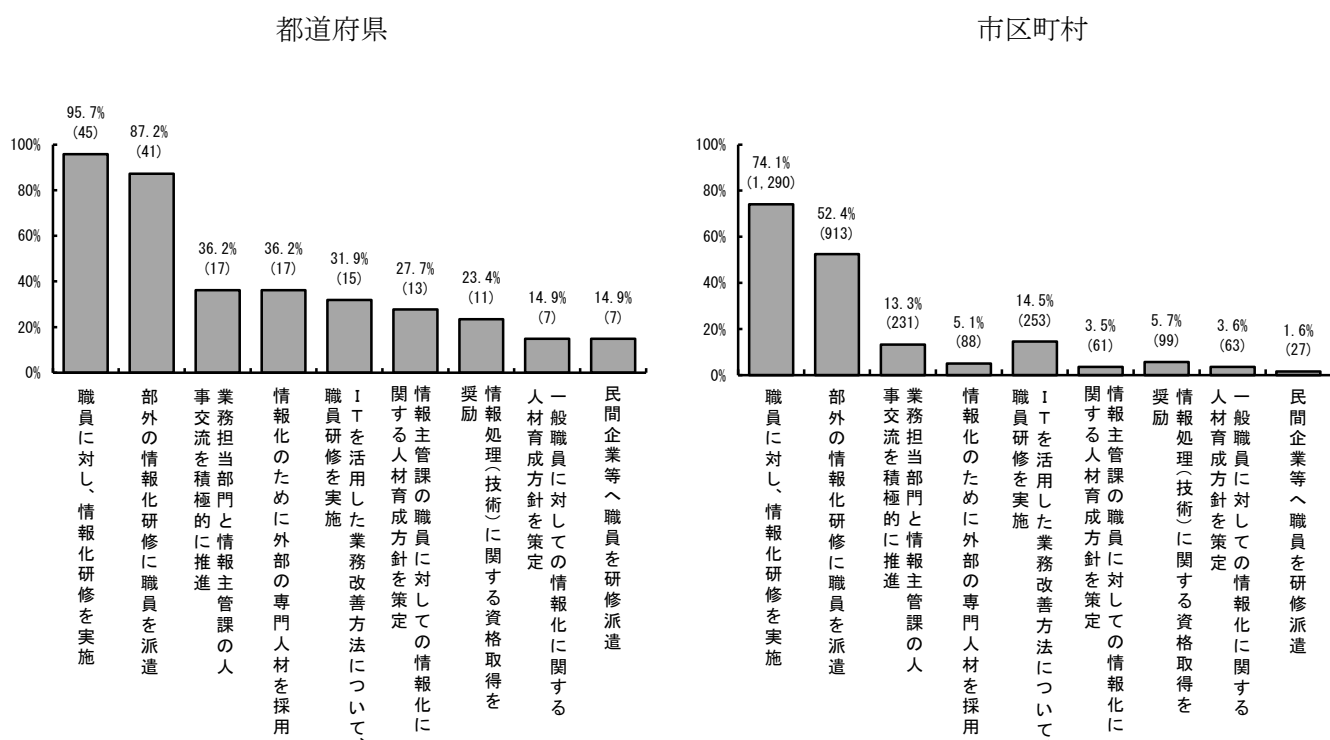
市区町村（1,614団体中）



5 情報化についての職員の人材育成等

職員に対し、情報化研修を実施している団体は、都道府県では45団体（95.7%）、市区町村では1,290団体（74.1%）であった。また、部外の情報化研修に職員を派遣している団体は、都道府県では41団体（87.2%）、市区町村では913団体（52.4%）であった。

第7図 情報化についての職員の人材育成等の実施状況（複数回答）

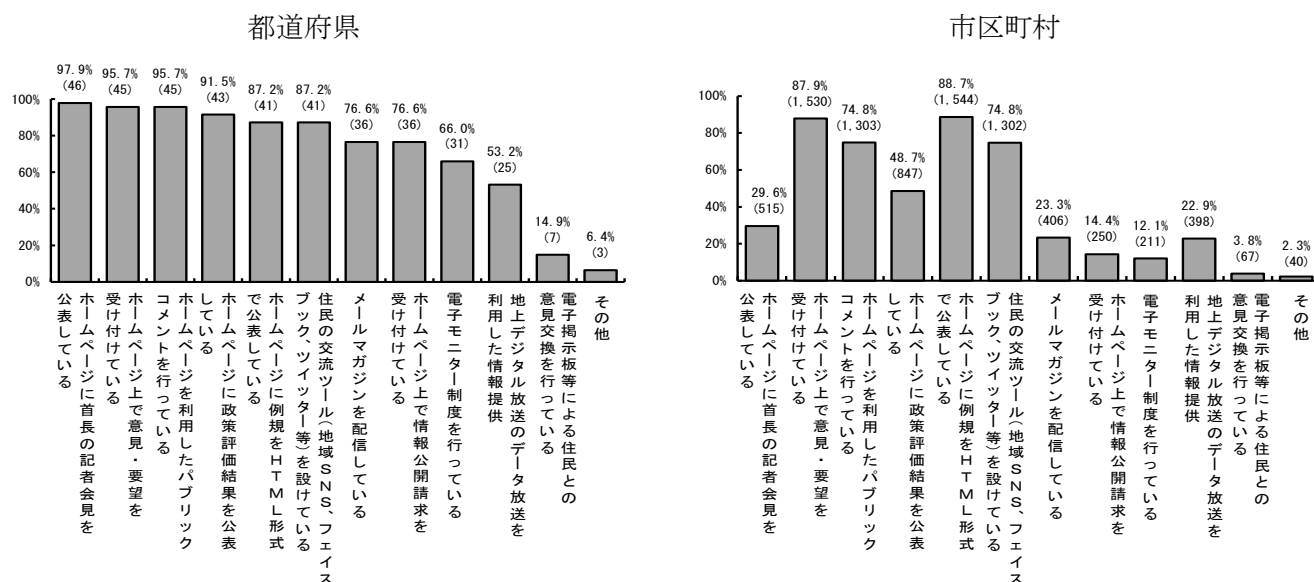


第2節 行政サービスの向上・高度化

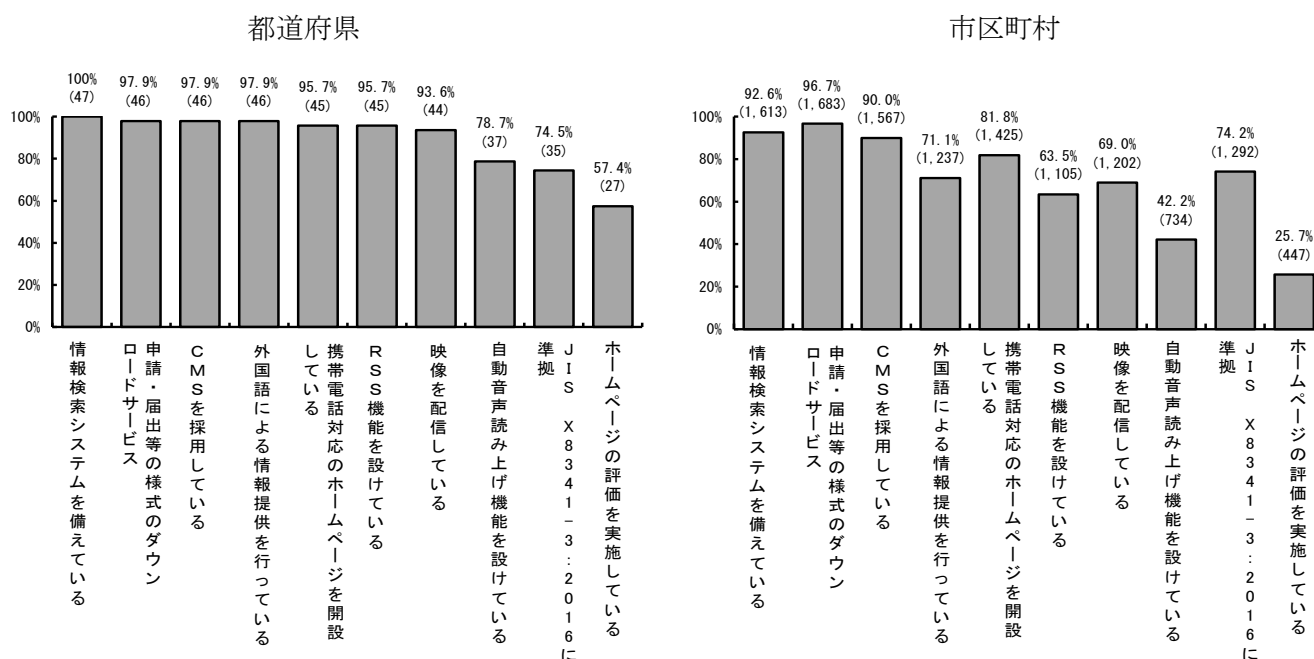
1 ホームページ等の状況

ホームページは、都道府県・市区町村ともに全団体会で開設している。

第8図 ホームページ等での住民参画や行政の透明性確保（複数回答）

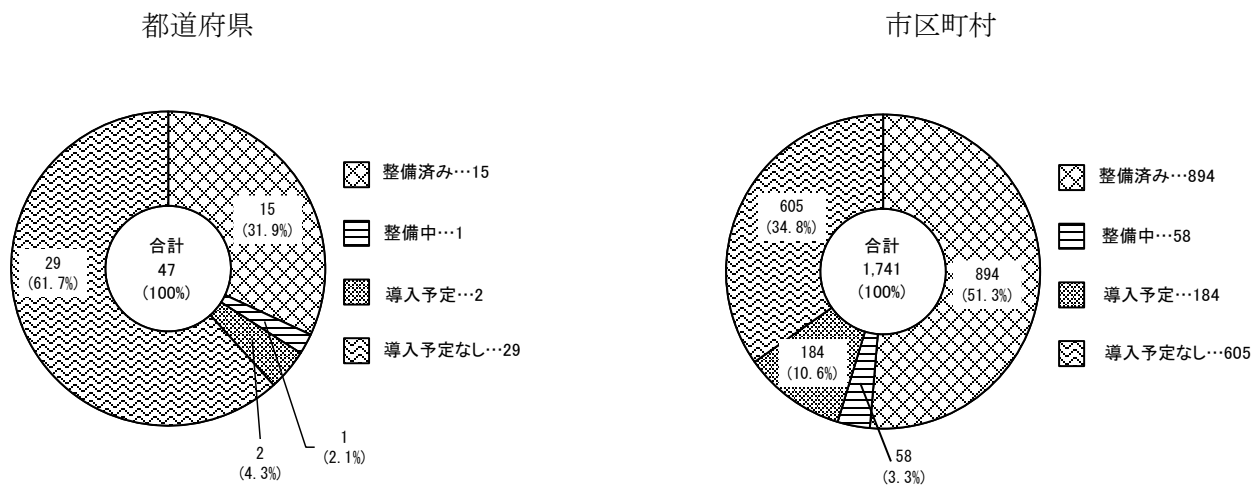


第9図 ホームページの機能等（複数回答）

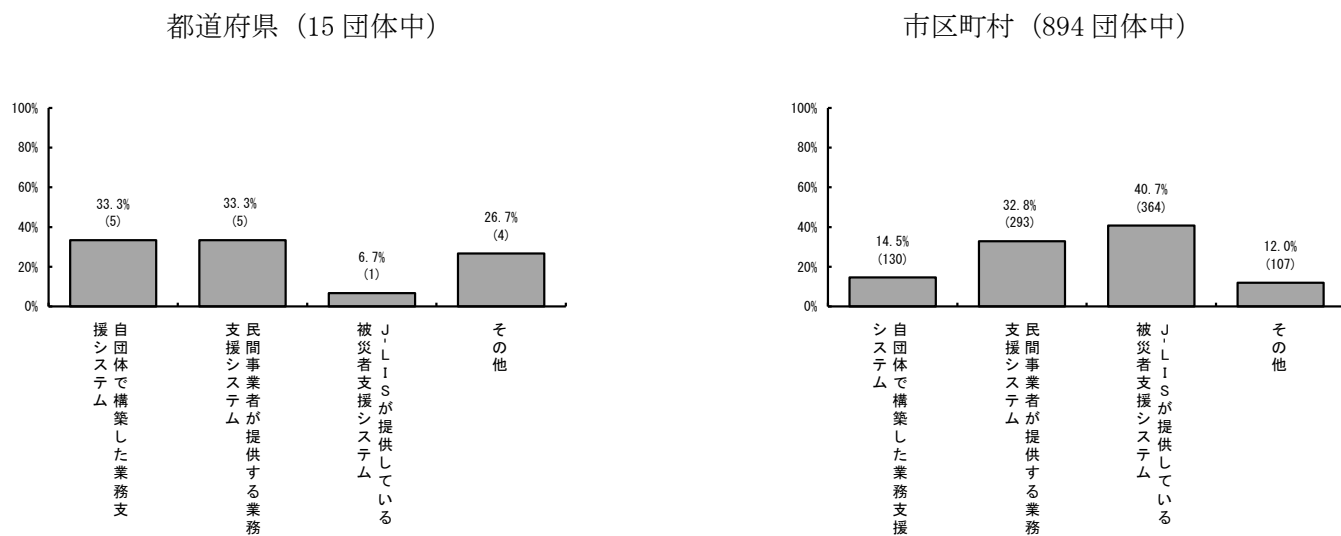


2 「災害時の被災者情報管理」業務システムの整備状況

第 10 図 「災害時の被災者情報管理」業務システムの整備状況



第 11 図 「災害時の被災者情報管理」業務システムの種類



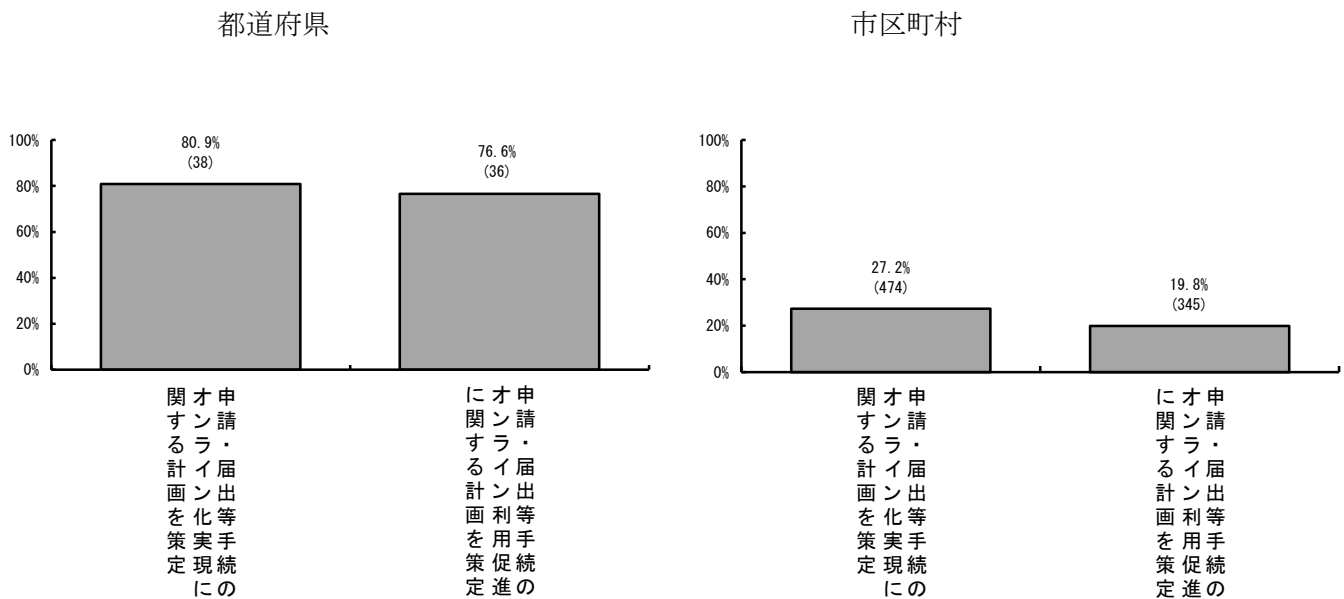
3 行政手続のオンライン化の推進状況

(1) 申請・届出等手続のオンライン化に関する計画の策定状況

申請・届出等手続のオンライン化実現に関する計画を策定している団体は、都道府県では38団体（80.9%）、市区町村では474団体（27.2%）であった。

なお、申請・届出等オンライン利用促進に関する計画を策定している団体は、都道府県では36団体（76.6%）、市区町村では345団体（19.6%）であった。

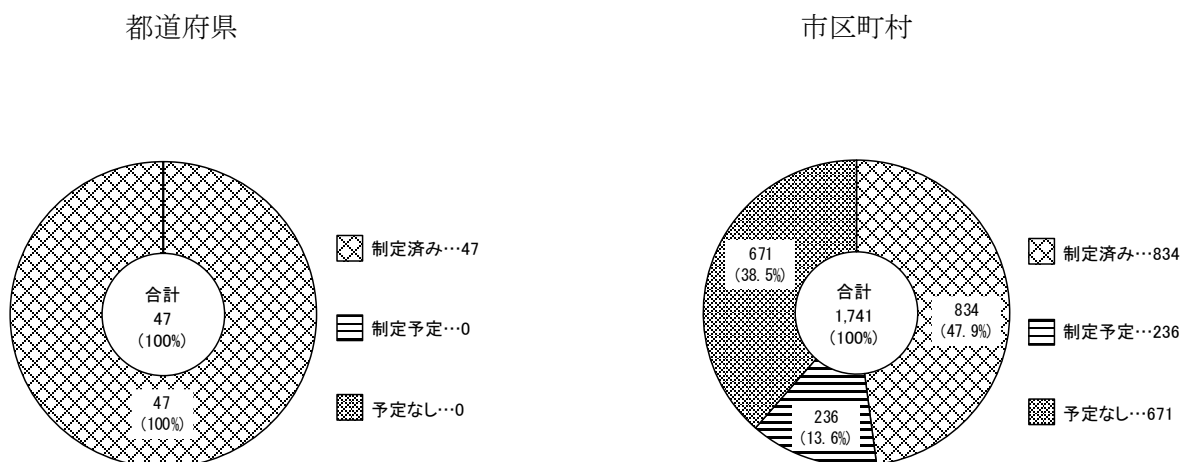
第12図 申請・届出等手続のオンライン化に関する計画の策定状況（複数回答）



(2) 申請・届出等手続をオンライン化するための通則条例の制定

申請・届出等手続をオンライン化するための通則条例を制定済みの団体は、都道府県では全団体、市区町村では834団体（47.9%）であった。

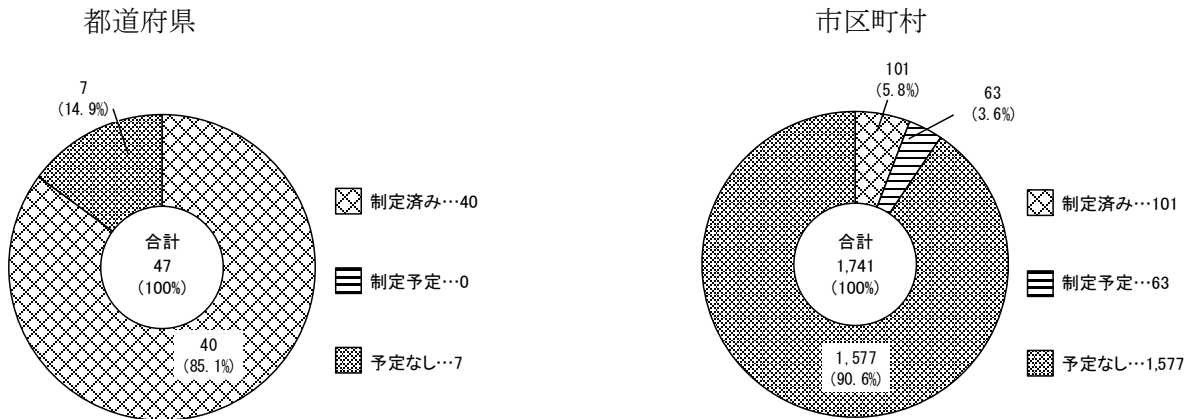
第13図 通則条例の制定状況



(3) e-文書条例の制定状況

e-文書条例を制定済みの団体は、都道府県においては40団体（85.1%）、市区町村においては101団体（5.8%）であった。また、市区町村においては63団体（3.6%）が令和3年度以降の制定を予定している。

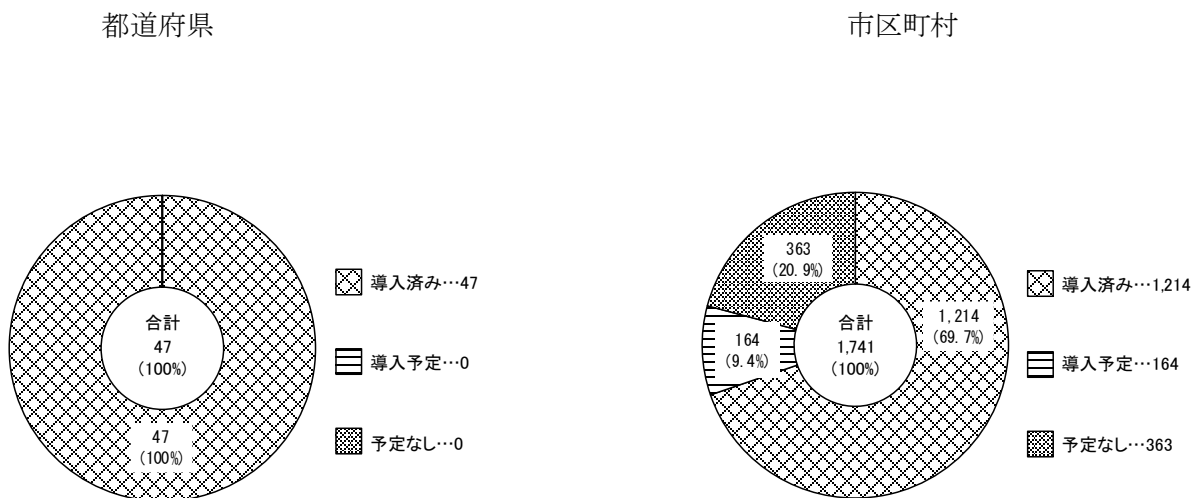
第14図 e-文書条例の制定状況



(4) 申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムの導入状況

申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムを導入している団体は、都道府県においては全団体、市区町村においては1,214団体（69.7%）であった。

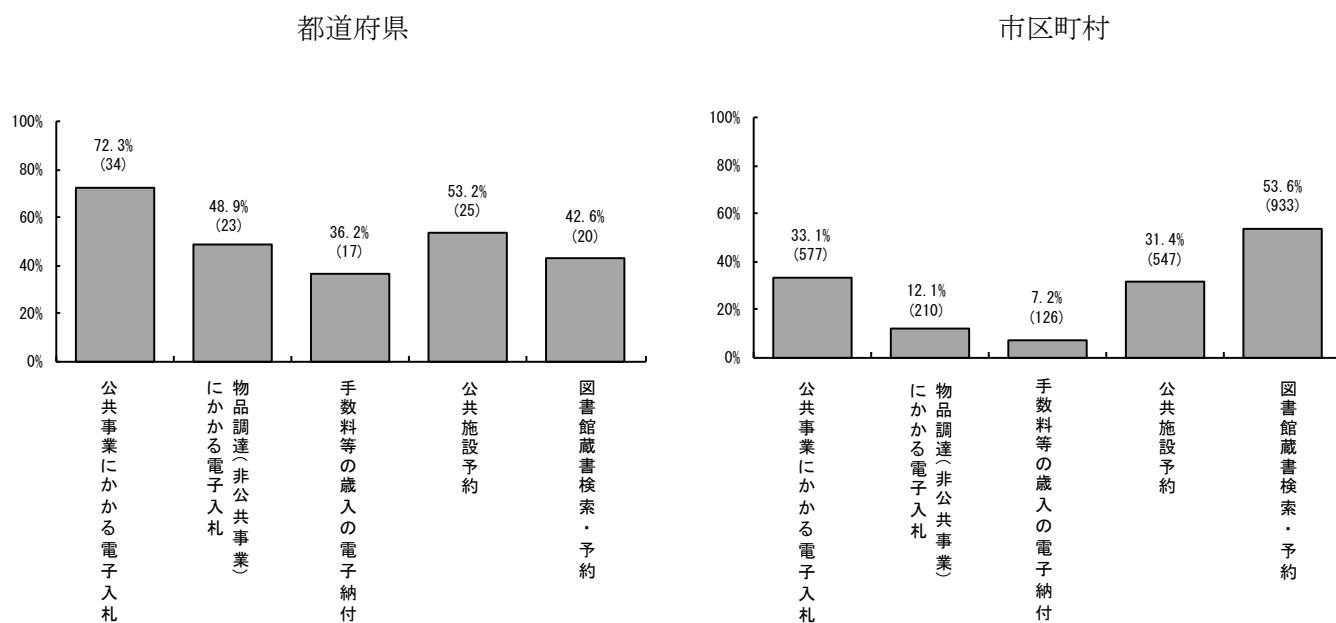
第15図 申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムの導入状況



(5) 申請・届出等手続の各種オンラインシステムにおける ASP・SaaS の利用状況

各種オンラインシステムにおける ASP・SaaS の利用状況は、都道府県では、「公共事業にかかる電子入札」が 34 団体（72.3%）、市区町村では、「図書館蔵書検索・予約」が 933 団体（53.6%）と最も多かった。

第 16 図 各種オンラインシステムにおける ASP・SaaS の利用（複数回答）



(6) オンライン利用実績

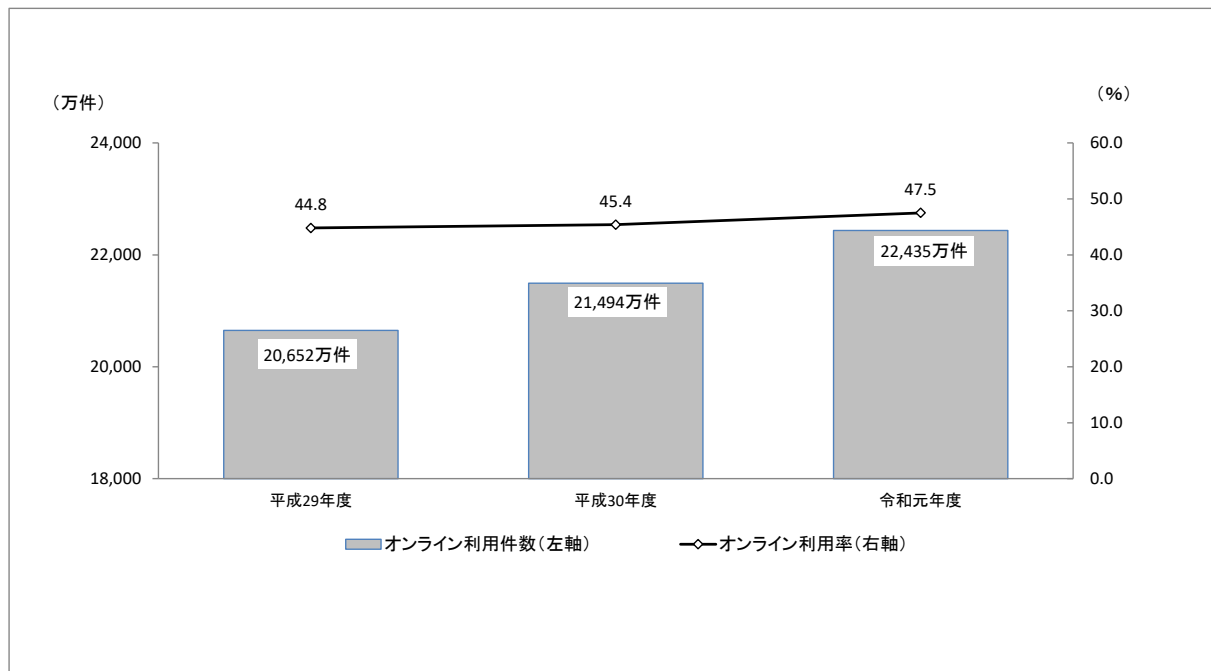
「デジタル・ガバメント実行計画」（令和２年１２月２５日閣議決定）において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続とされている 58 手続の令和元年度のオンライン利用率は、47.5%である。

第２－１表 オンライン利用実績

手続の類型		年間総手続件数 (推計)	オンライン利用率	
a 処理 件 数 が 多 く、 効 率 化 効 果 が 高 い と 考 え ら れ る 手 続	1. 図書館の図書貸出予約等	130,756,010件	68.7%	
	2. 文化・スポーツ施設等の利用予約等	93,641,442件	54.6%	
	3. 研修・講習・各種イベント等の申込	5,859,574件	31.2%	
	4. 地方税申告手続（eLTAX）	117,066,958件	58.7%	
	5. 自動車税環境性能割の申告納付	7,667,119件	16.3%	
	6. 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	9,844,638件	12.8%	
	7. 自動車税住所変更届	710,493件	15.5%	
	8. 水道使用開始届等	14,418,466件	6.8%	
	9. 港湾関係手続	1,080,139件	38.0%	
	10. 道路占用許可申請等	1,633,791件	16.3%	
	11. 道路使用許可の申請	2,710,484件	0.3%	
	12. 自動車の保管場所証明の申請	8,118,257件	12.7%	
	13. 駐車の許可の申請	540,853件	0.4%	
	14. 建築確認	17,440件	0.0%	
	15. 粗大ごみ収集の申込	37,088,815件	14.8%	
	16. 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告	430,918件	8.9%	
	17. 犬の登録申請、死亡届	1,042,339件	0.8%	
	18. 感染症調査報告	251,527件	5.9%	
	19. 職員採用試験申込	666,326件	52.4%	
	20. 就業構造基本調査 ※	0件	0.0%	
	21. 入札参加資格審査申請等	2,517,533件	35.0%	
	22. 入札	1,281,621件	56.8%	
	23. 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求	447,411件	0.1%	
	24. 消防法令における申請・届出等	2,300,283件	0.0%	
b 住 民 の ラ イ フ イ ベ ン ト に 際 し、 多 数 存 在 す る 手 続 を ワ ン ス ト ッ プ で 行 う た め に 必 要 と 考 え ら れ る 手 続	ア 子 育 て 関 係	1. 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	857,871件	0.1%
		2. 児童手当等の額の改定の請求及び届出	525,977件	0.0%
		3. 氏名変更／住所変更等の届出	263,614件	0.0%
		4. 受給事由消滅の届出	460,172件	0.0%
		5. 未支払の児童手当等の請求	6,216件	0.0%
		6. 児童手当に係る寄附の申出	79件	1.3%
		7. 児童手当に係る寄附変更等の申出	1,041件	0.1%
		8. 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	118,360件	0.0%
		9. 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	5,489件	0.0%
		10. 児童手当等の現況届	8,547,453件	0.2%
		11. 支給認定の申請	1,462,628件	0.0%
		12. 保育施設等の利用申込	1,505,676件	0.9%
		13. 保育施設等の現況届	2,218,389件	0.0%
		14. 児童扶養手当の現況届の事前送信	739,326件	0.0%
		15. 妊娠の届出	896,224件	0.0%
	イ 介 護 関 係	1. 要介護・要支援認定の申請	1,540,119件	0.0%
		2. 要介護・要支援更新認定の申請	2,734,307件	0.0%
		3. 要介護・要支援状態区分変更認定の申請	505,050件	0.0%
		4. 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	1,794,489件	0.0%
		5. 介護保険負担割合合証の再交付申請	392,461件	0.0%
		6. 被保険者証の再交付申請	584,175件	0.0%
		7. 高額介護（予防）サービス費の支給申請	4,740,754件	0.0%
		8. 介護保険負担限度額認定申請	975,357件	0.0%
		9. 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	304,054件	0.0%
		10. 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	246,247件	0.0%
	ウ 被 災 者 支 援 関 係	11. 住所移転後の要介護・要支援認定申請	43,310件	0.0%
		1. 罹災証明書の発行申請	1,056,355件	0.2%
		2. 応急仮設住宅の入居申請	0件	0.0%
		3. 応急修理の実施申請	0件	0.0%
		4. 障害物除去の実施申請	0件	0.0%
		5. 災害弔慰金の支給申請	0件	0.0%
		6. 災害障害見舞金の支給申請	0件	0.0%
		7. 災害援護資金の貸付申請	0件	0.0%
	合計		472,617,630件	47.5%
※「就業構造基本調査」は令和元年度において実施していないため、年間総手続件数（推計）0件、オンライン利用率0.0%となっている。 最新の調査である平成29年度における実績は年間総手続件数（推計）917,253件、オンライン利用率21.8%である。				

【出典】「令和元年度地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況」

第2－2表 オンライン利用状況の推移

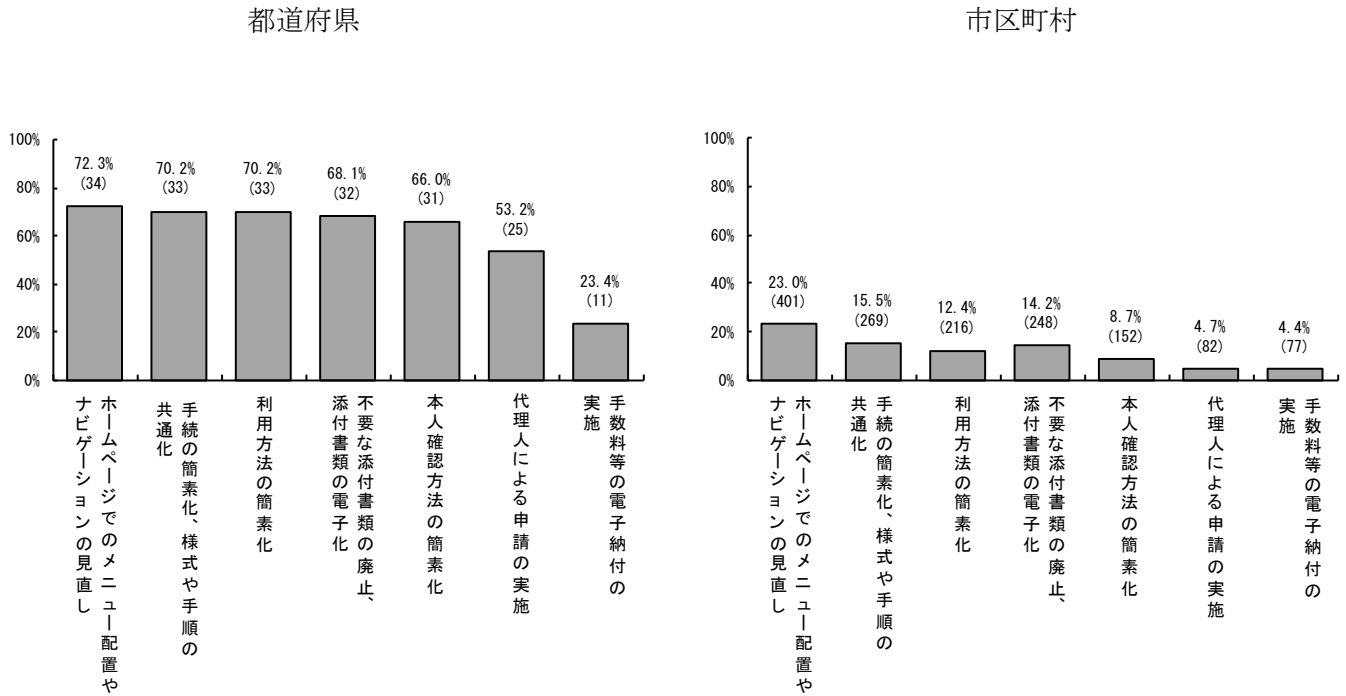


(注) オンライン利用率 (%) = オンライン利用件数 / 年間総手続件数 × 100

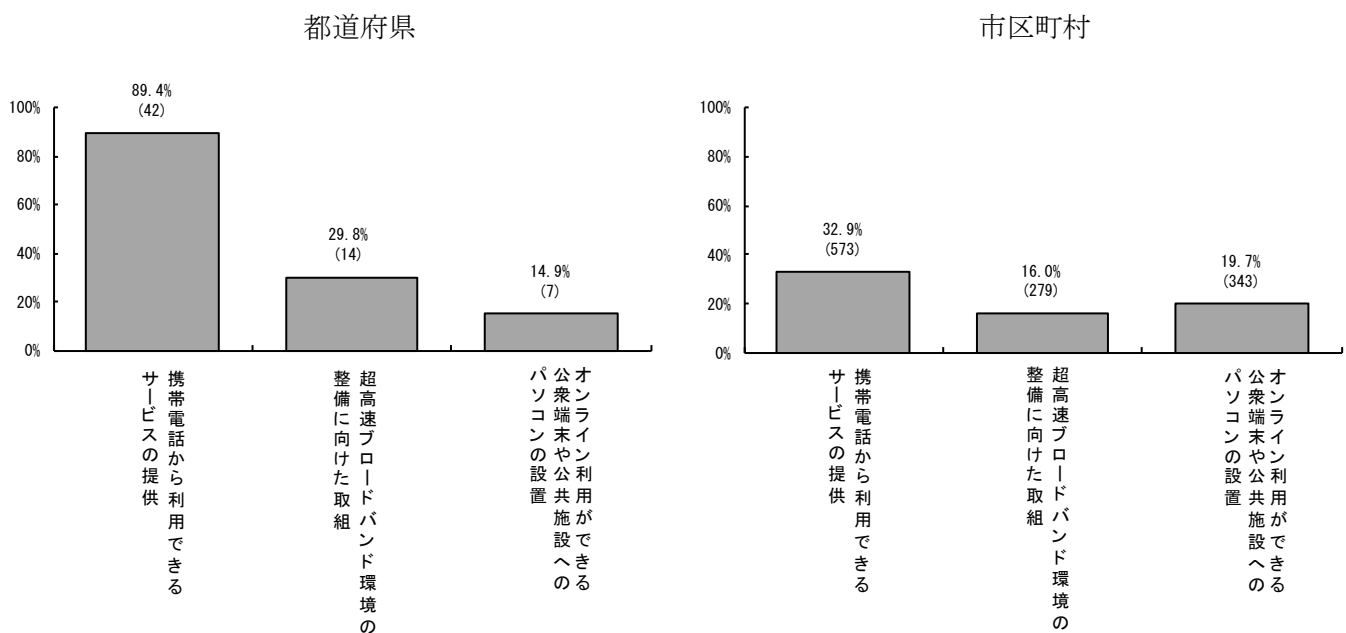
年間総手続件数は、オンライン実施団体における総手続件数と人口を基に算出した、全国における推計値。

(7) オンライン利用の促進等に向けて講じた措置

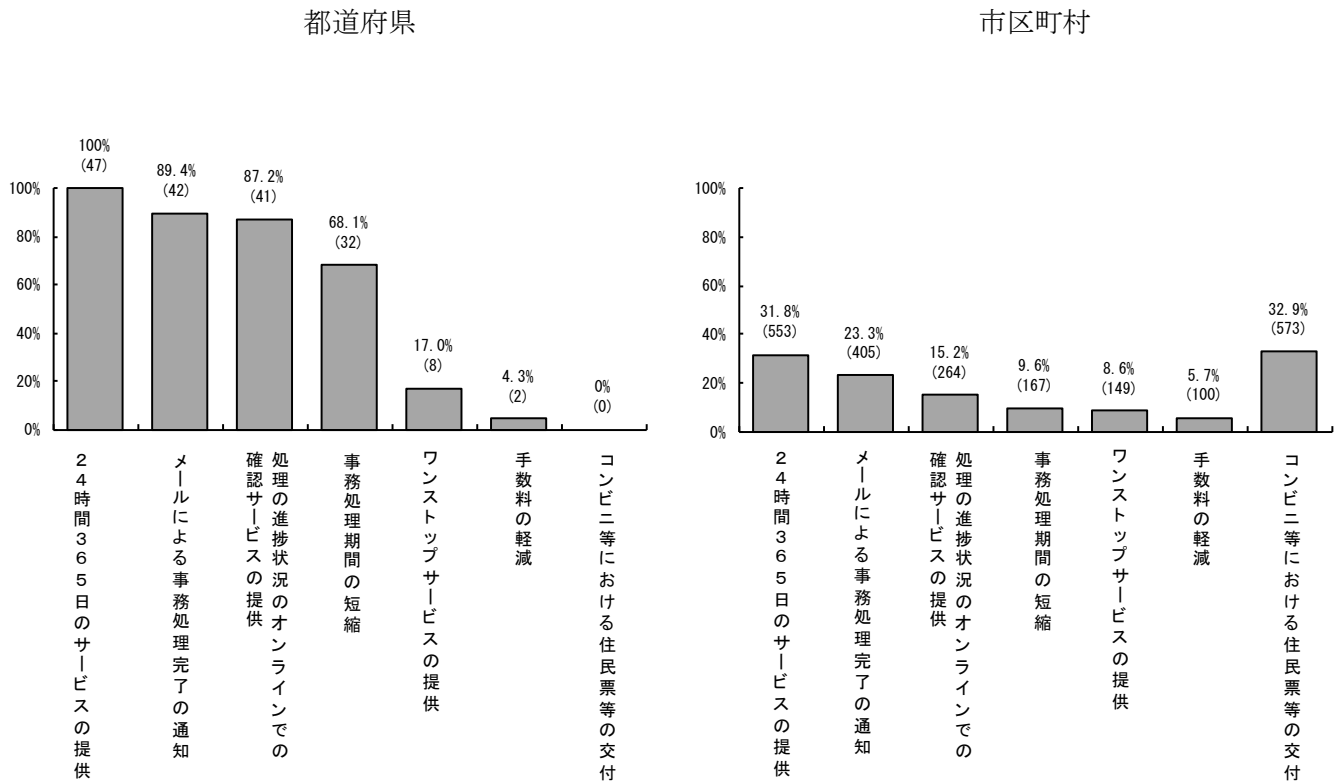
第17図 オンライン利用時の利便性向上のために講じた措置（複数回答）



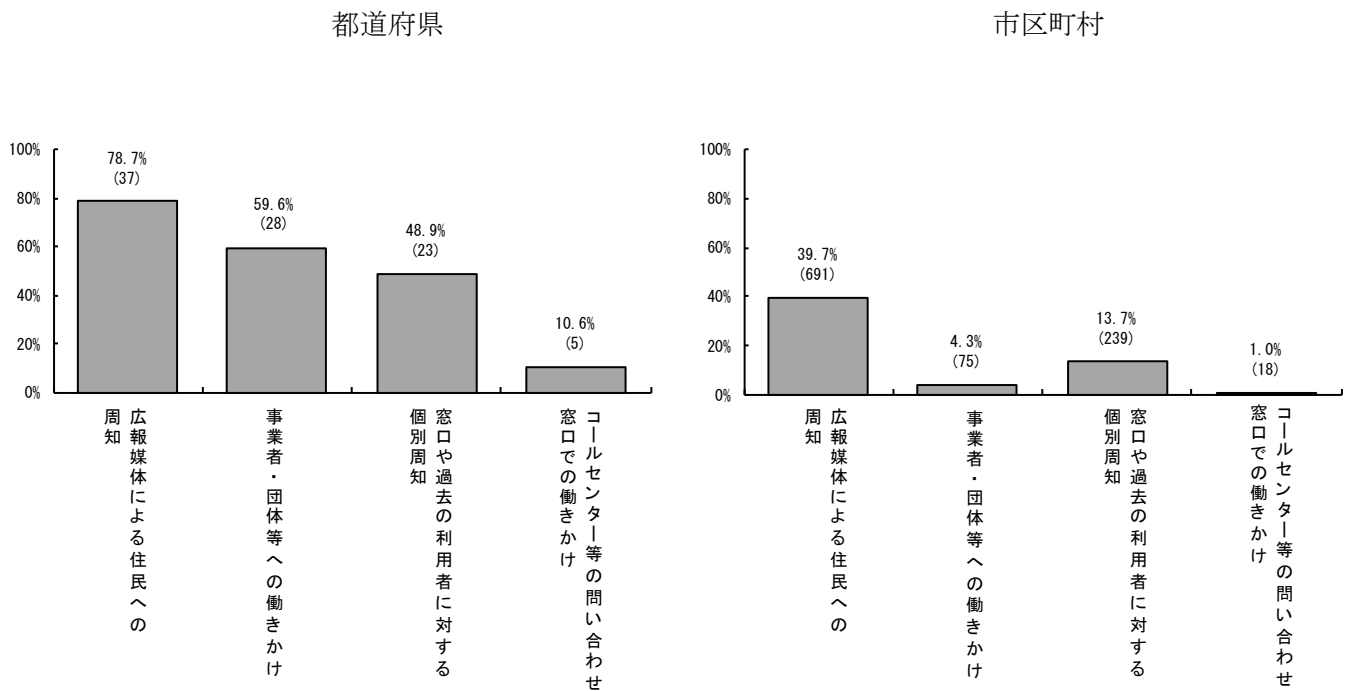
第18図 オンラインサービスの提供手段の改善のために講じた措置（複数回答）



第19図 オンライン利用のメリットの拡大のために講じた措置（複数回答）

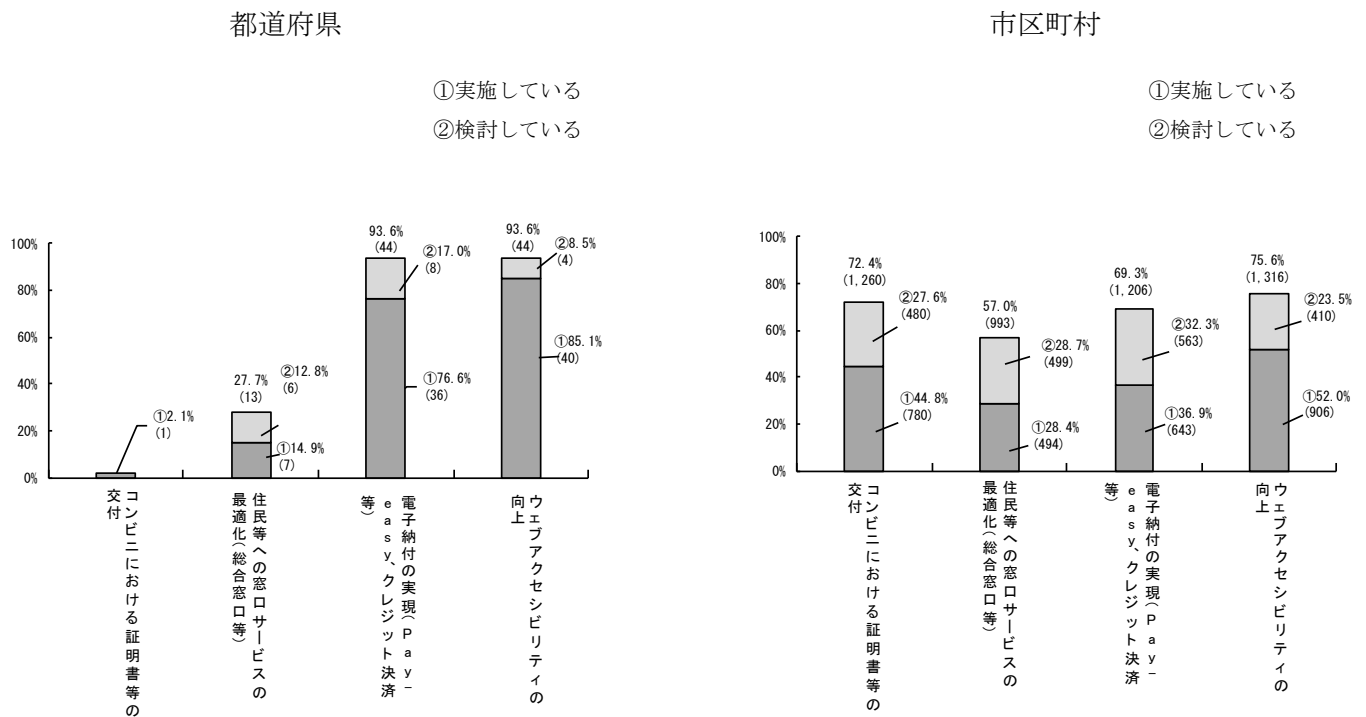


第20図 オンライン手続の広報・普及の強化のために講じた措置（複数回答）



4 住民サービス向上への取組状況

第21図 現状の課題を解決するための方策（新しいサービス）の検討状況（複数回答）



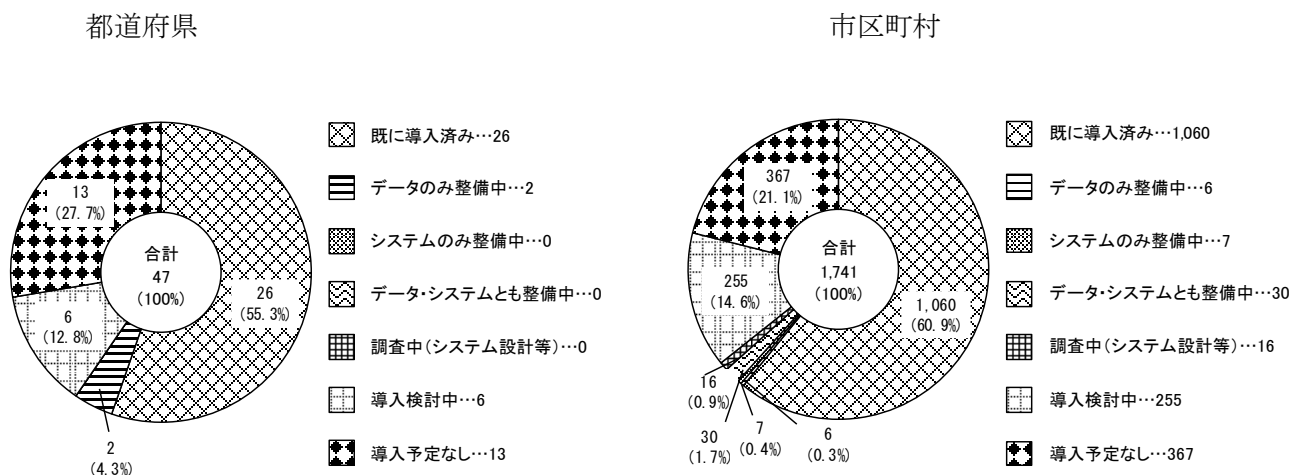
5 統合型地理情報システム（GIS）の整備

(1) 統合型地理情報システム（GIS）の整備

ア 統合型GISへの取組状況

統合型GISを既に導入している団体は、都道府県では26団体（55.3%）、市区町村では1,060団体（60.9%）であった。

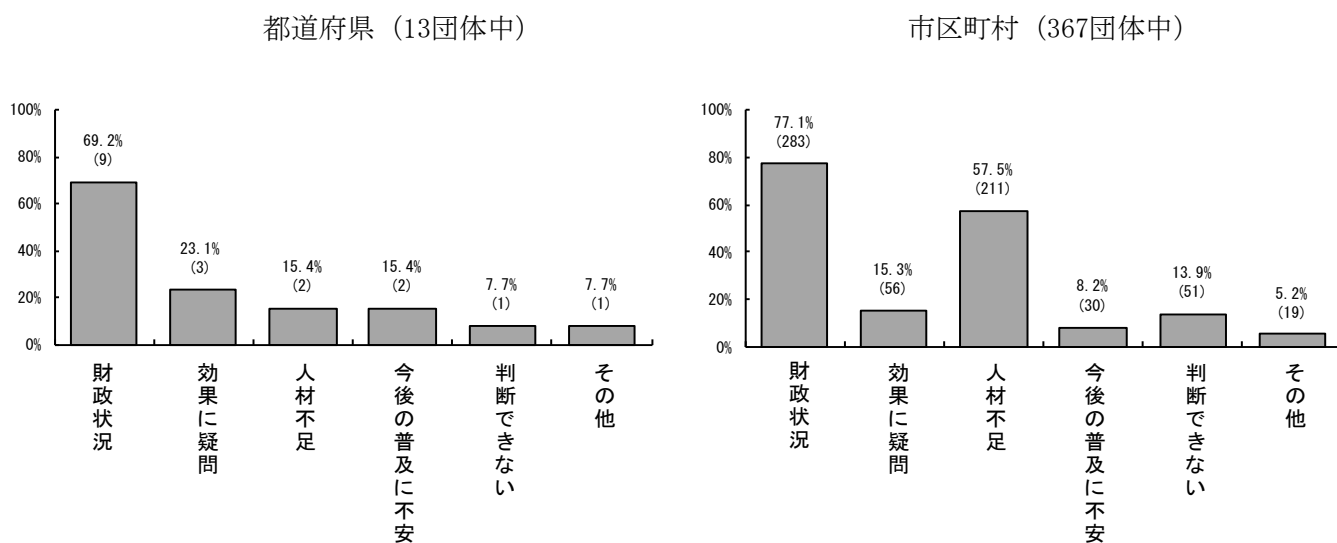
第22図 統合型GISへの取組状況



イ 統合型GISの取組について妨げとなっている原因

統合型GISの導入予定がない団体において、統合型GISの取組の妨げとなっている原因は、都道府県では9団体（69.2%）、市区町村では283団体（77.1%）が「財政状況」であった。

第23図 統合型GISへの取組について妨げとなっている原因（複数回答）

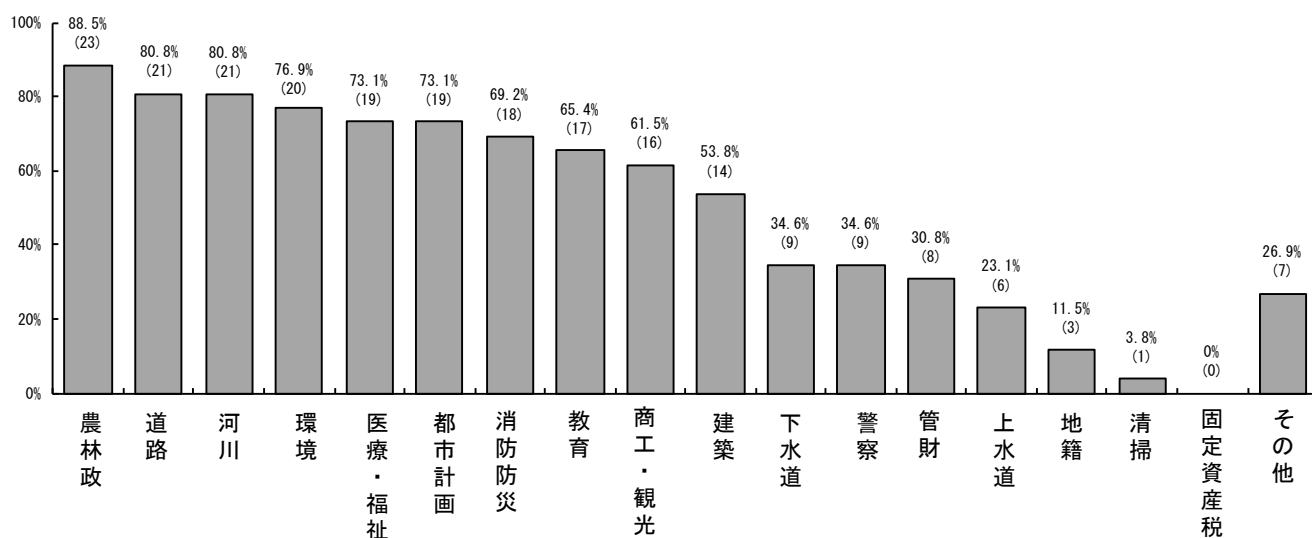


ウ 統合型GISの利用業務

統合型GISを導入している団体における利用業務は、都道府県では、「農林政」業務が23団体（88.5%）と最も多く、市区町村では、「道路」業務が827団体（78.0%）と最も多かった。

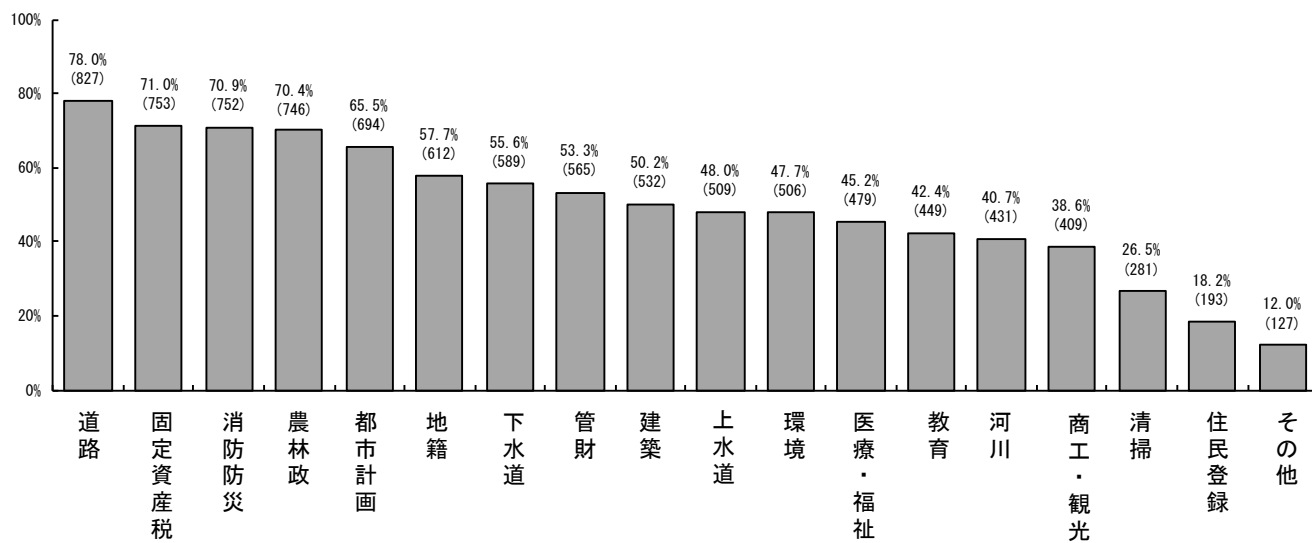
第24－1図 統合型GISの利用業務（複数回答）

都道府県（26団体中）



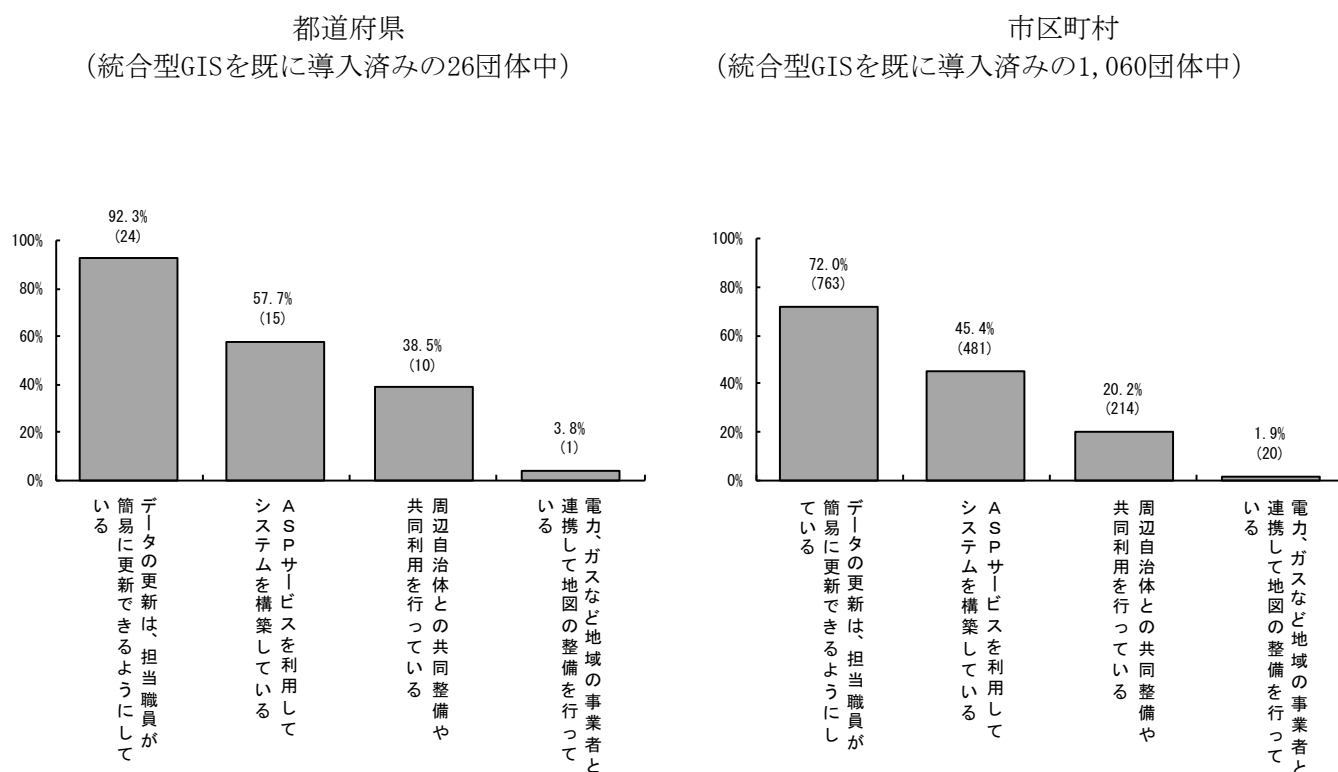
第24－2図 統合型GISの利用業務（複数回答）

市区町村（1,060団体中）

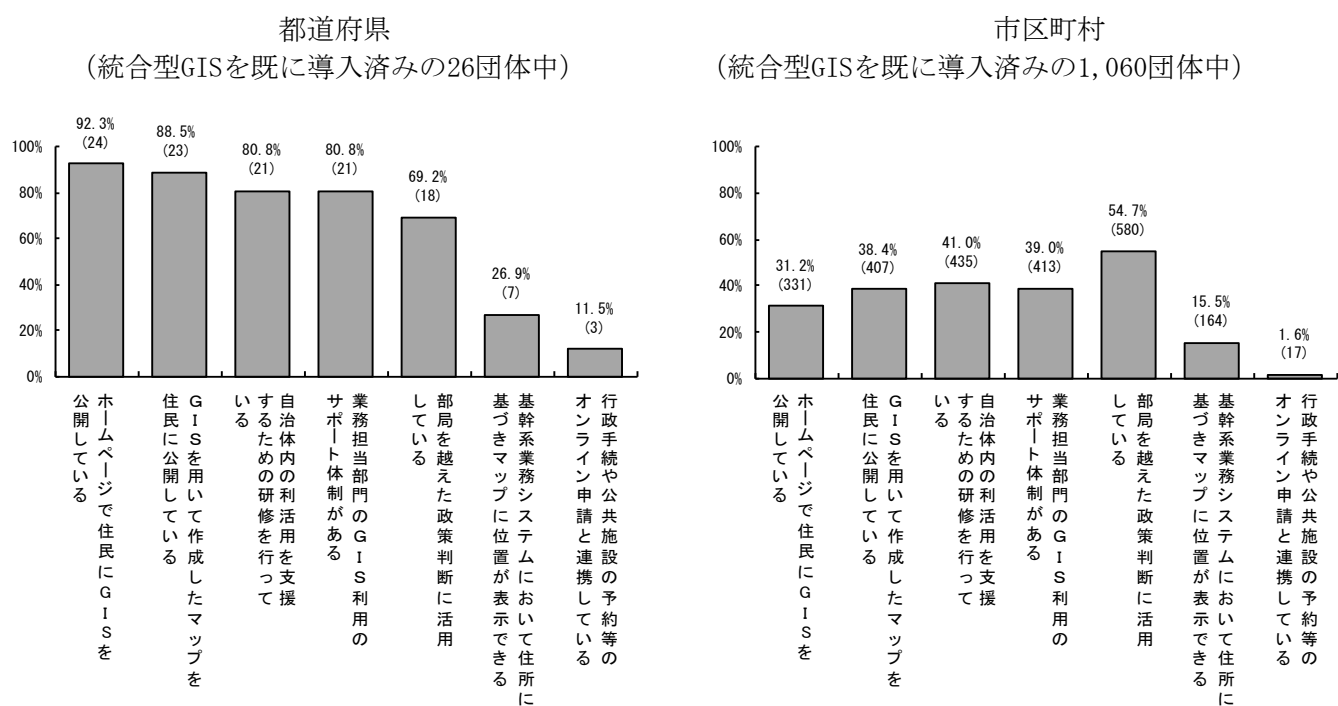


(2) 統合型地理情報システム（GIS）の整備方法及び活用状況

第25図 統合型GISの整備方法（複数回答）



第26図 統合型GISの活用状況（複数回答）



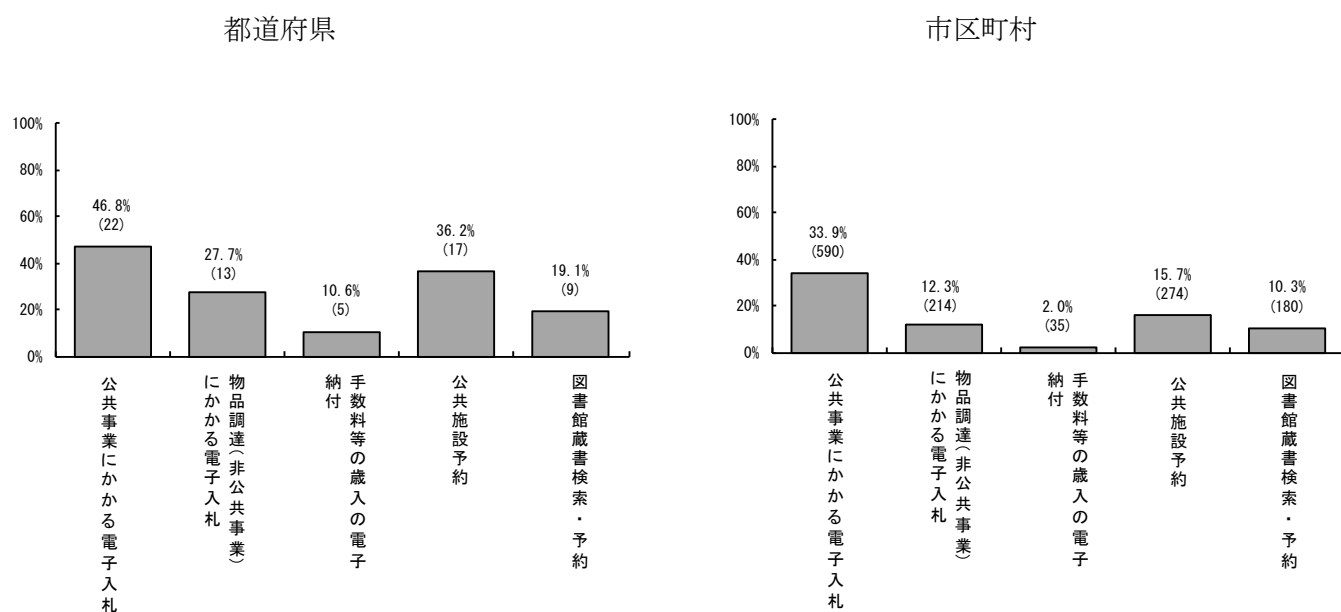
第3節 業務・システムの効率化

1 複数の地方公共団体による業務システムの共同化（共同利用）

(1) 各種オンラインシステムの共同利用

各種オンラインシステムの共同利用の状況については、「公共事業にかかる電子入札」が都道府県では22団体（46.8%）、市区町村では590団体（33.9%）と最も多かった。

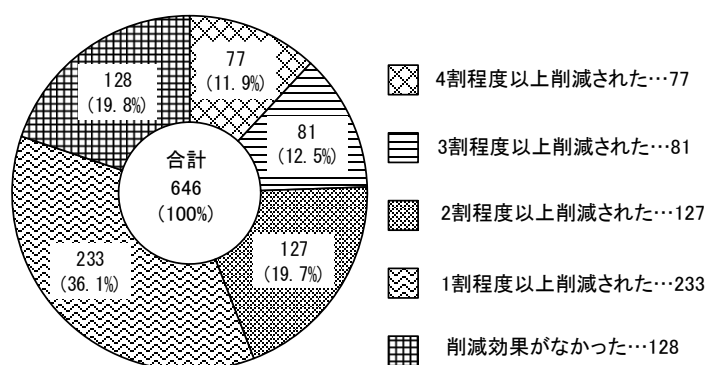
第27図 各種オンラインシステムの共同利用



(2) 自治体クラウド導入によるコスト削減効果

第28図 自治体クラウド導入によるコスト削減効果（導入・運用コスト全体）

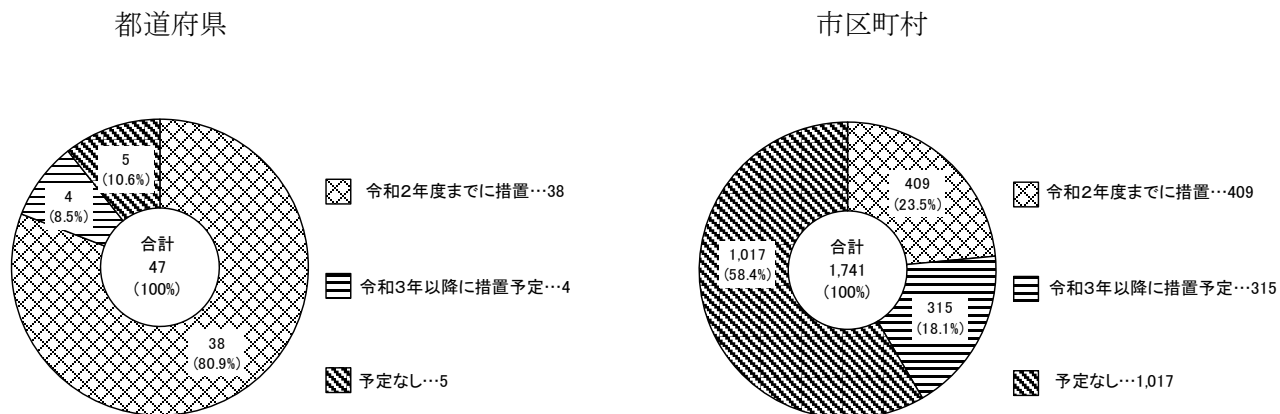
市区町村（646 団体中）



2 情報システムの最適化及び IT 調達の適正化

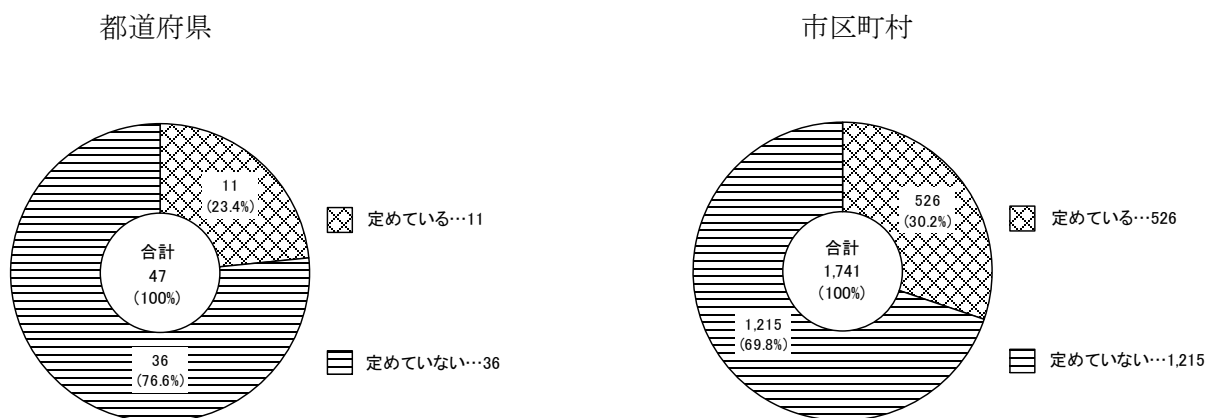
(1) 情報システム台帳の整備

第 29 図 情報システム台帳の整備



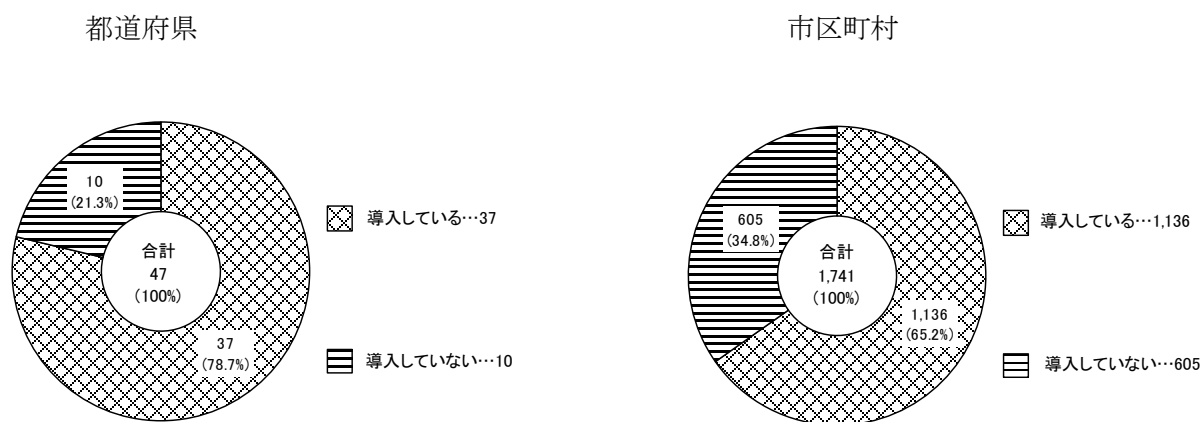
(2) カスタマイズを最低限に抑えるためのルール等

第 30 図 カスタマイズを最低限に抑えるためのルール等



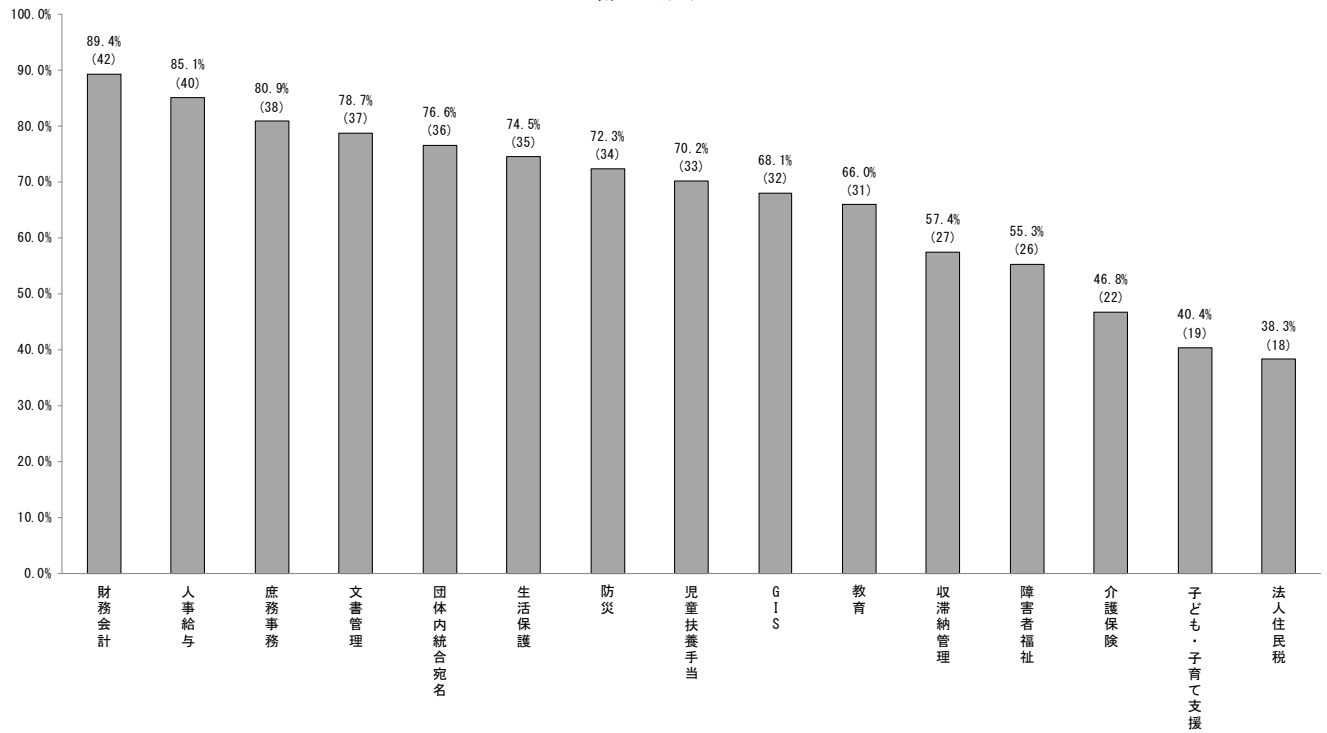
(3) カスタマイズを行う場合の庁内における必要性を十分に精査する仕組みの導入

第 31 図 カスタマイズを行う場合の庁内における必要性を十分に精査する仕組みの導入



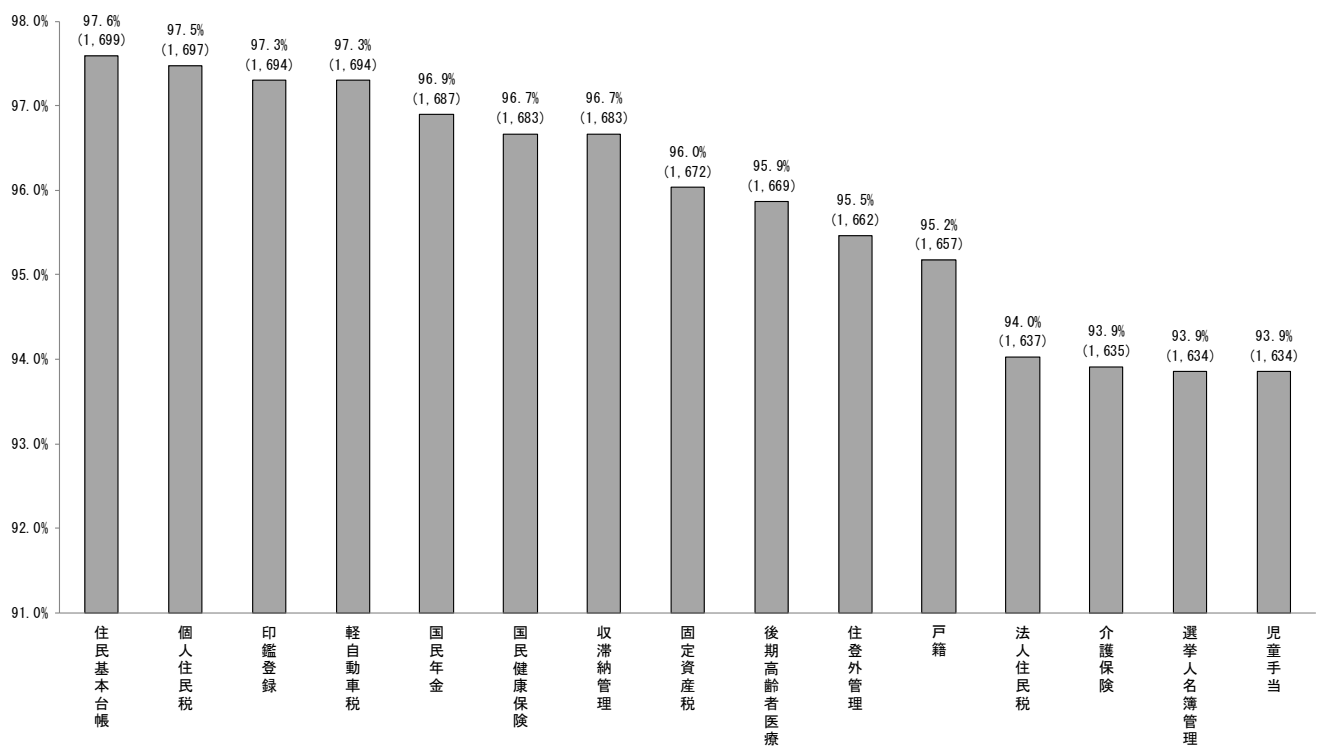
3 システムの導入状況

第 32 図 システムの導入状況
都道府県



※導入済又は導入予定がある団体数が多い上位 15 システムを対象

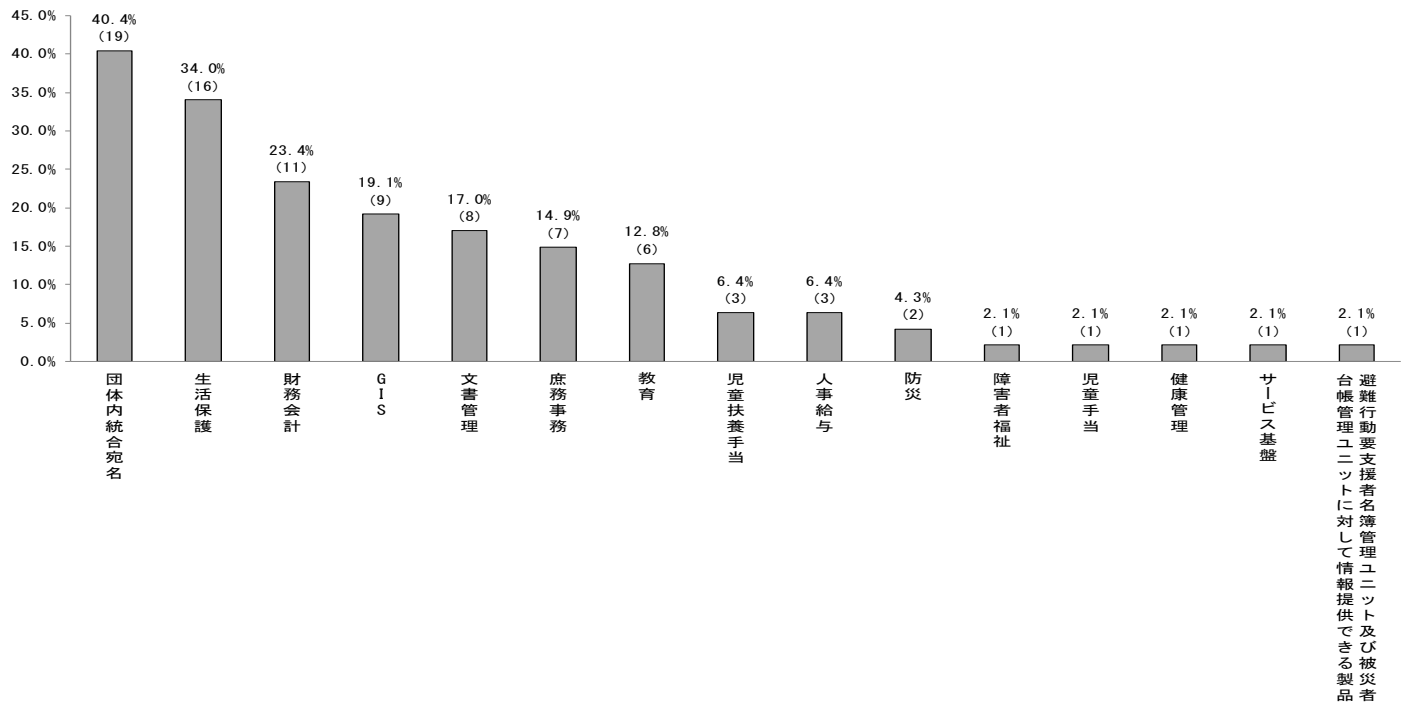
第 33 図 システムの導入状況
市区町村



※導入済又は導入予定がある団体数が多い上位 15 システムを対象

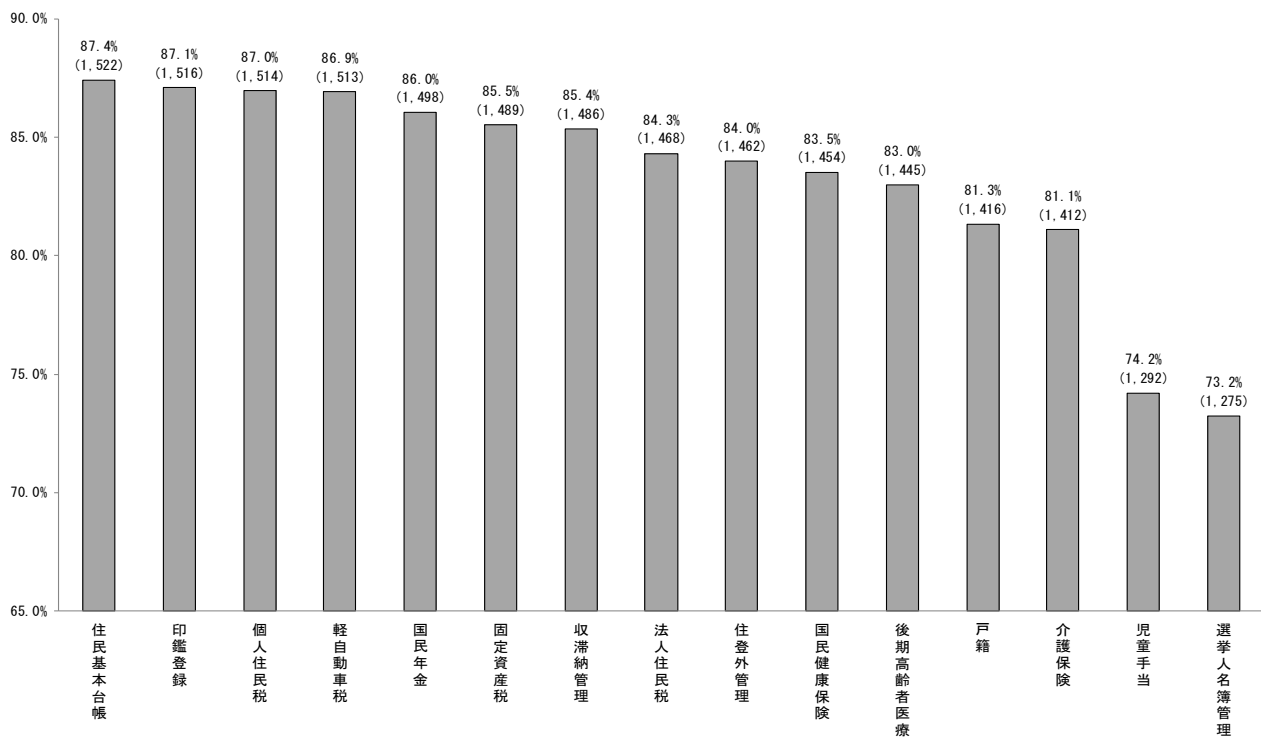
4 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入状況

第 34 図 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入状況
都道府県



※導入済又は導入予定がある団体数が多い上位 15 システムを対象

第 35 図 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入状況
市区町村



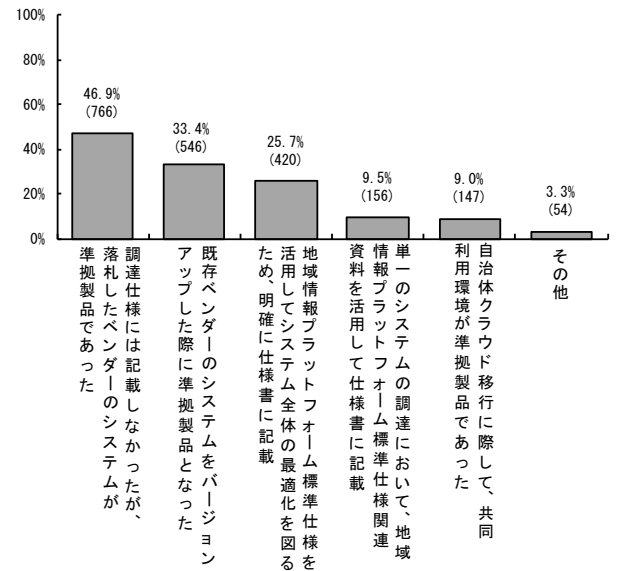
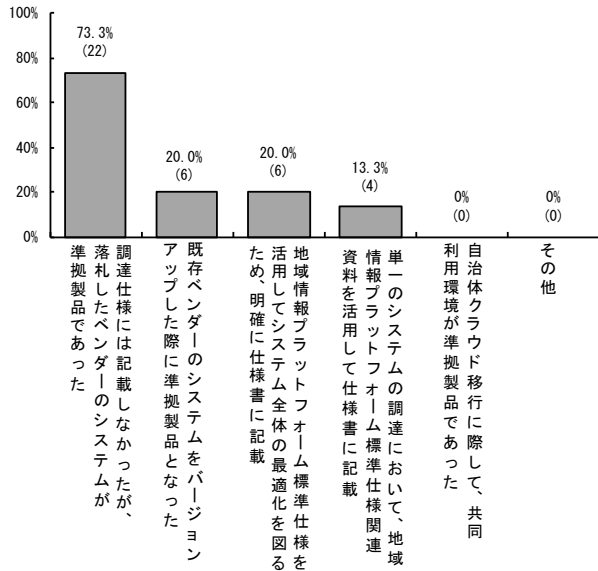
※導入済又は導入予定がある団体数が多い上位 15 システムを対象

第36図 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入経緯（複数回答）

都道府県（導入済又は導入予定がある30団体中）

市区町村（導入済又は導入予定がある1,634団体中）

※ここでいう導入済又は導入予定があるとは、第34図、第35図にある各システムにおいて、1つでも該当する団体を指す。



第37図 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入の妨げになっている原因（複数回答）

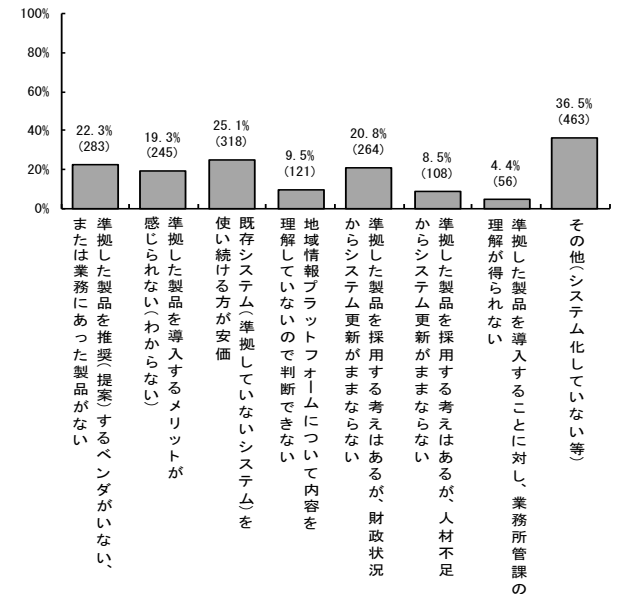
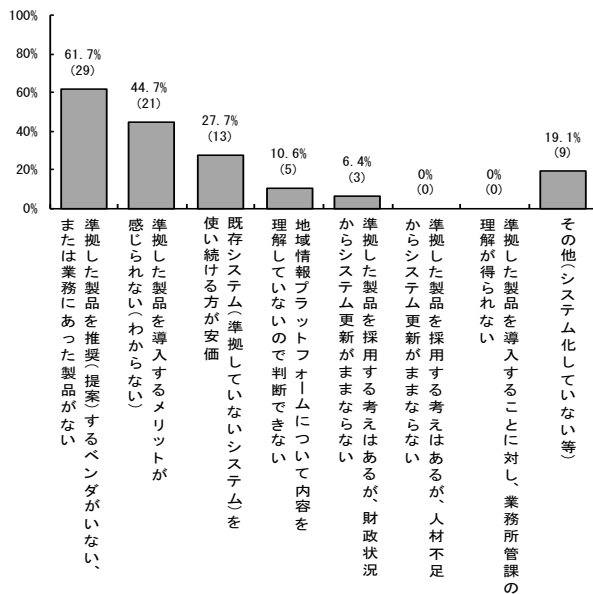
都道府県

(導入予定なし47団体中)

市区町村

(導入予定なし1,269団体中)

※ここでの導入予定なしとは、第34図、第35図にある各システムにおいて、1つでも導入予定なしに該当する団体を指す

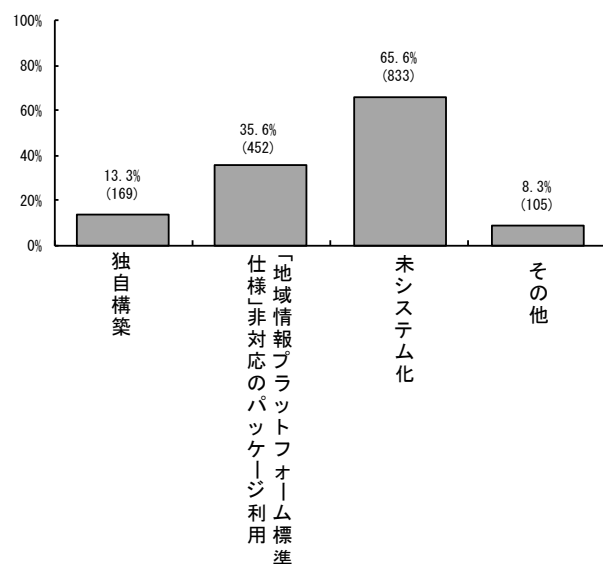
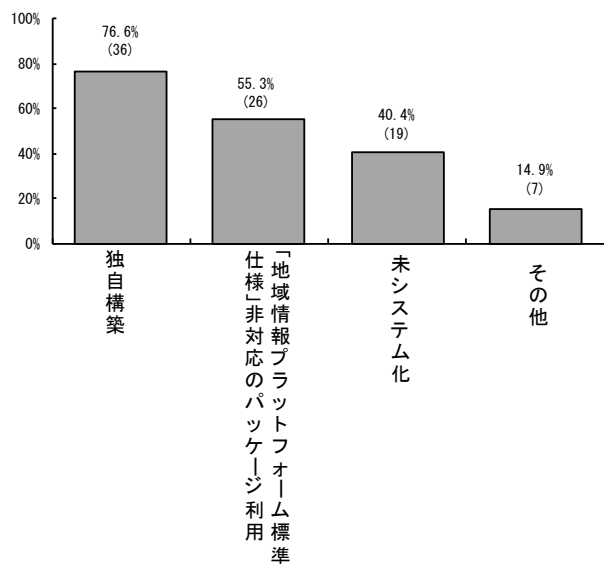


第38図 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していないシステムを使い続けている場合における当該システムの種別（複数回答）

都道府県
(導入予定なし47団体中)

市区町村
(導入予定なし1,269団体中)

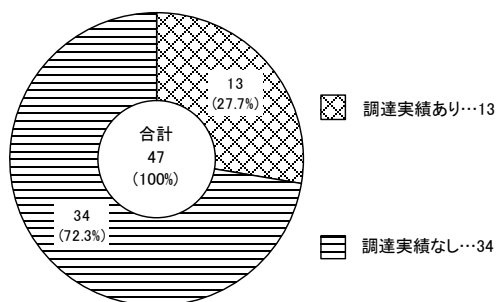
※ここでの導入予定なしとは、第34図、第35図にある各システムにおいて、1つでも導入予定なしに該当する団体を指す。



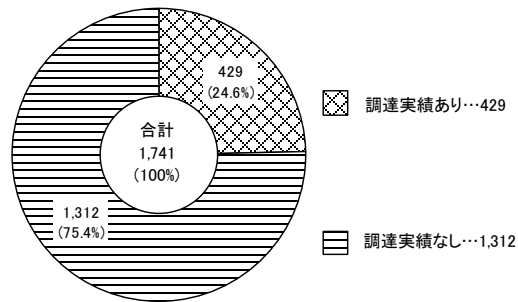
5 中間標準レイアウトの活用状況

第 39 図 情報システムの調達実績（令和元年度実績）

都道府県

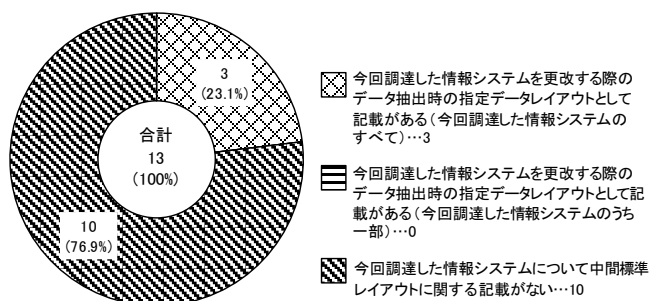


市区町村

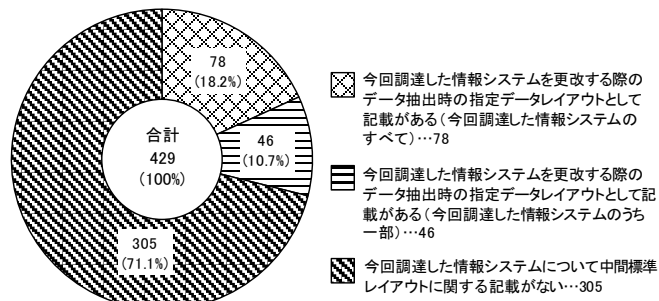


第 40 図 調達仕様書への中間標準レイアウトの記載状況（複数回答）

都道府県（調達実績がある 13 団体中）

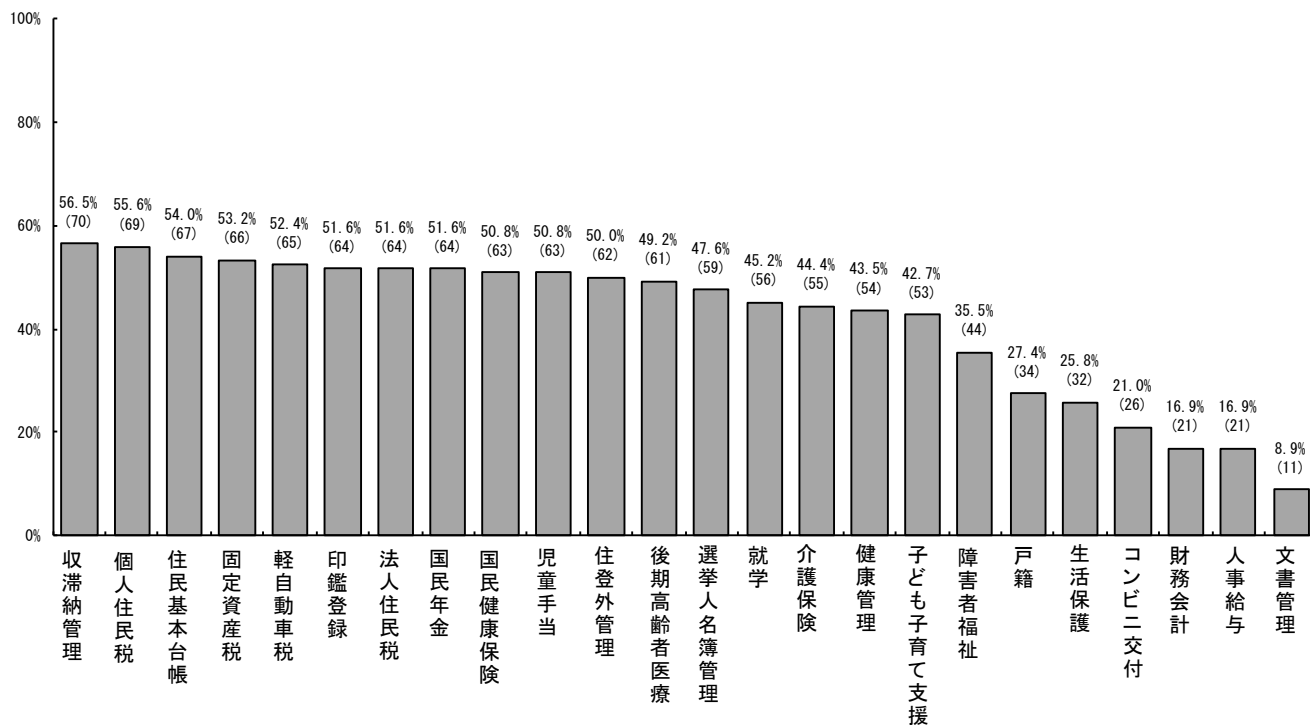


市区町村（調達実績がある 429 団体中）



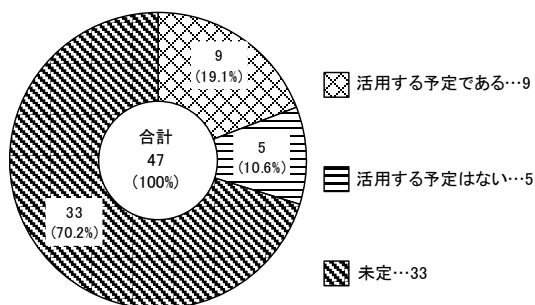
第 41 図 中間標準レイアウトに関する記載がある業務システムの分野（複数回答）
 （調達仕様書に中間標準レイアウトに関する記載がある都道府県は生活保護で 2 団体と文書管理で 1 団体）

市区町村（124 団体中）

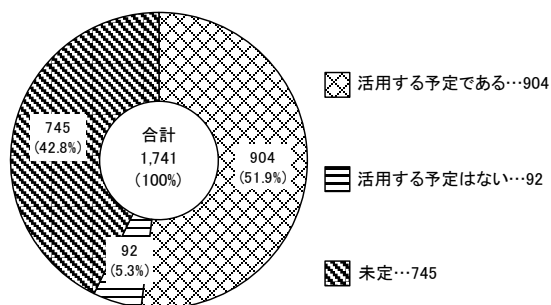


第 42 図 次期システム更改における中間標準レイアウトの活用について

都道府県



市区町村



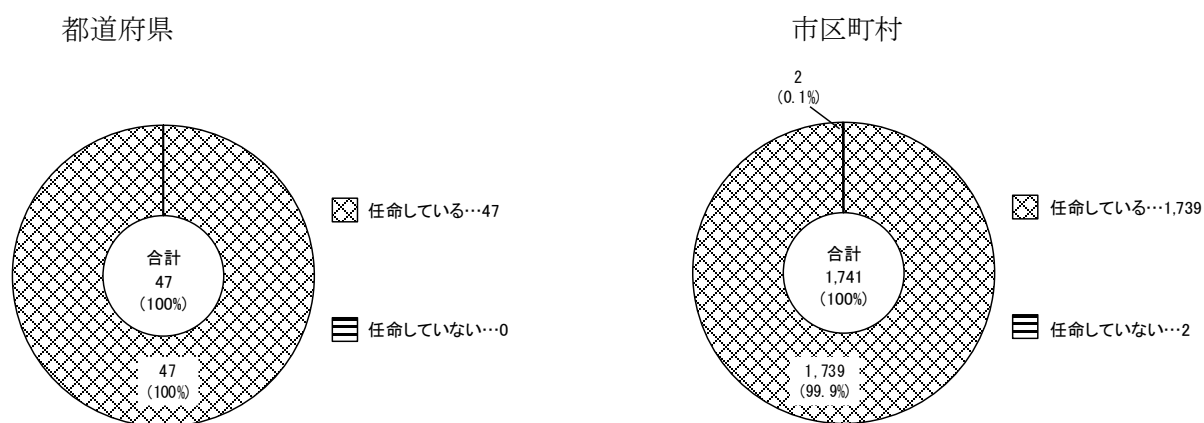
第4節 情報セキュリティ対策の実施状況

1 組織体制・規程類の整備

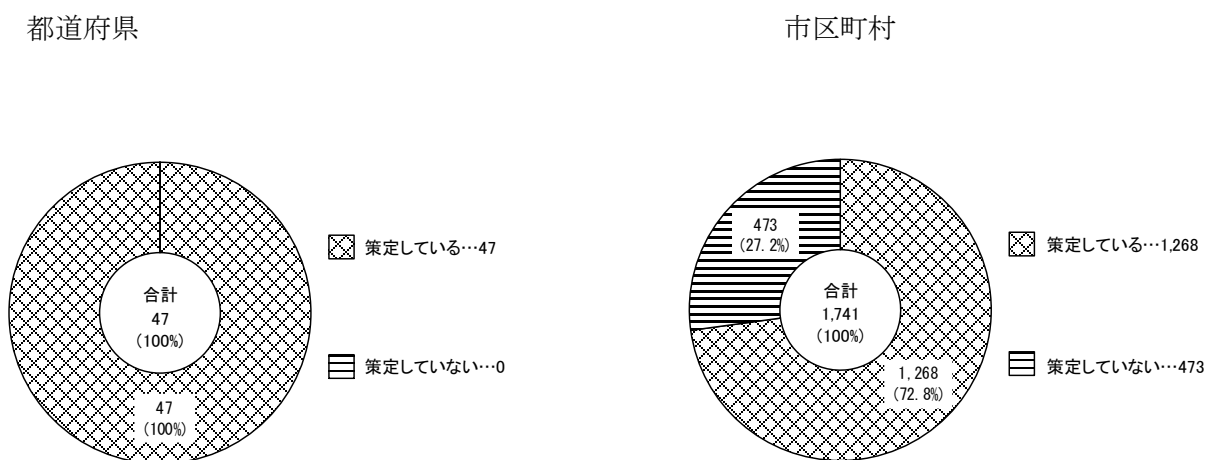
情報セキュリティの責任者や管理者等については、都道府県では全団体、市区町村では1,739団体(99.9%)で任命されている(第43図)。

また、都道府県では全団体、市区町村では1,268団体(72.8%)が、緊急時対応計画を策定している(第44図)。

第43図 情報セキュリティの責任者や管理者等の任命の有無

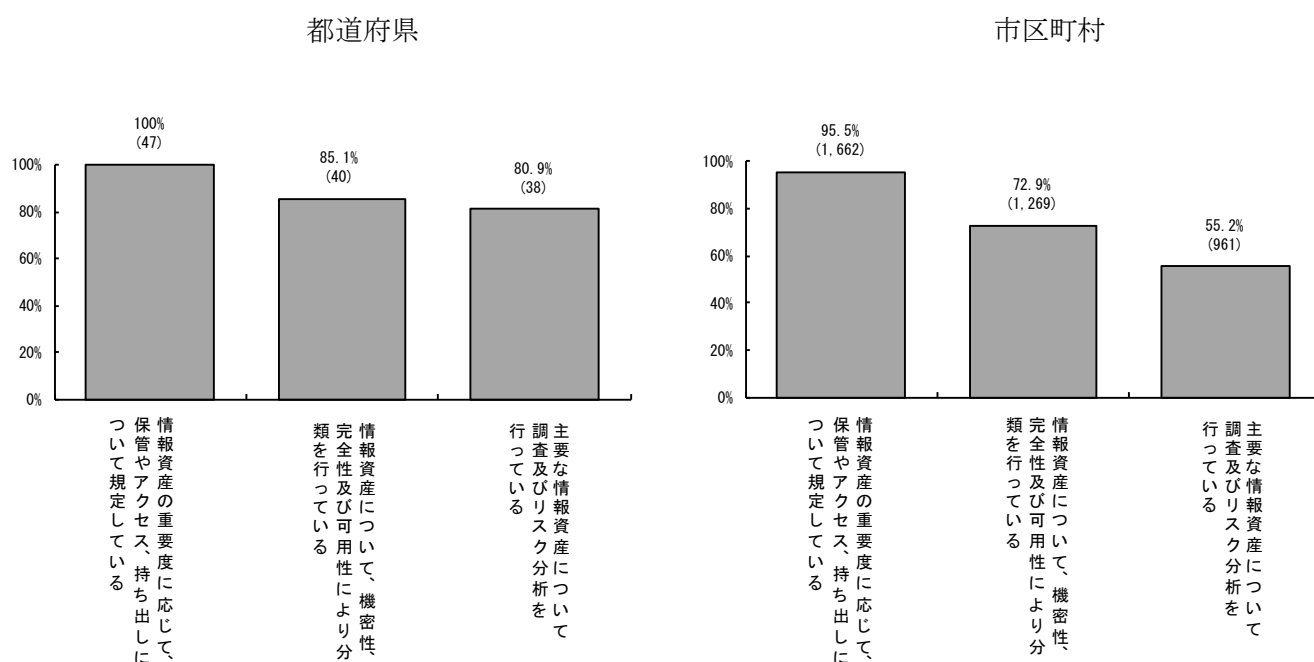


第44図 緊急時対応計画（情報セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合の体制と対応手順）の策定状況



2 情報資産の管理方法

第45図 情報資産の分類と管理方法（複数回答）

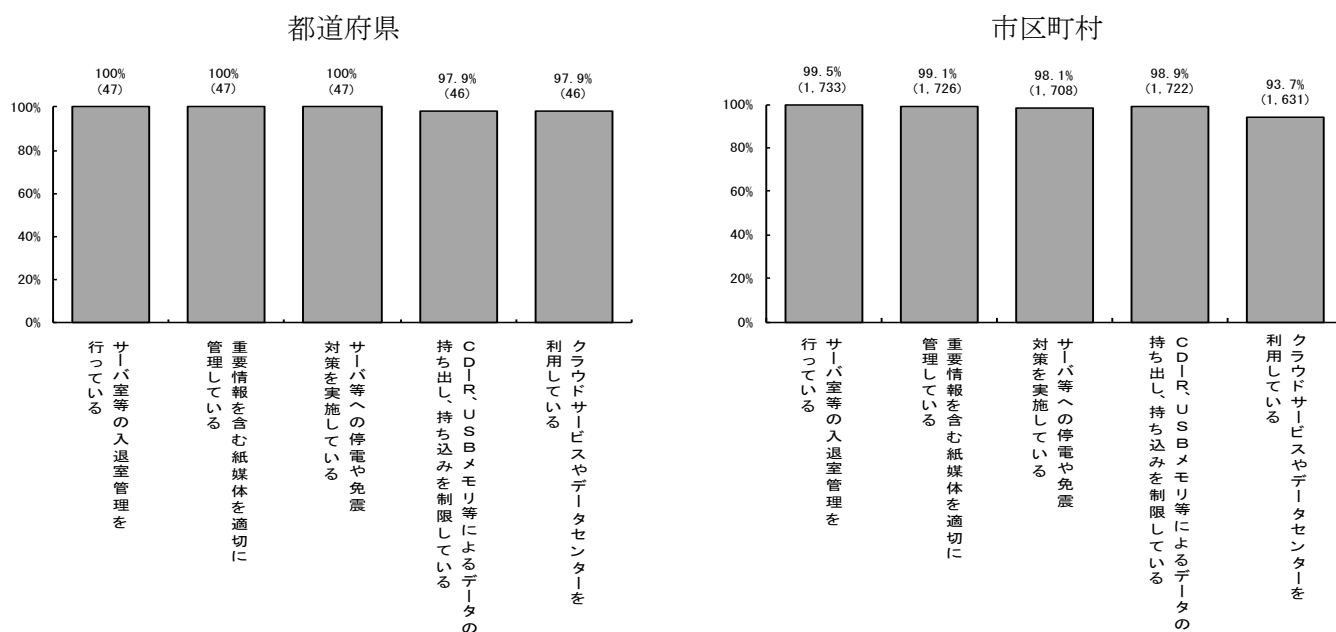


3 情報セキュリティ対策の実施

(1) 物理的セキュリティ対策の実施

物理的セキュリティ対策については、都道府県では「サーバ室等の入退室管理」、「重要情報を含む紙媒体の適切な管理」、「サーバ等の停電や免震対策」を全団体で実施している。

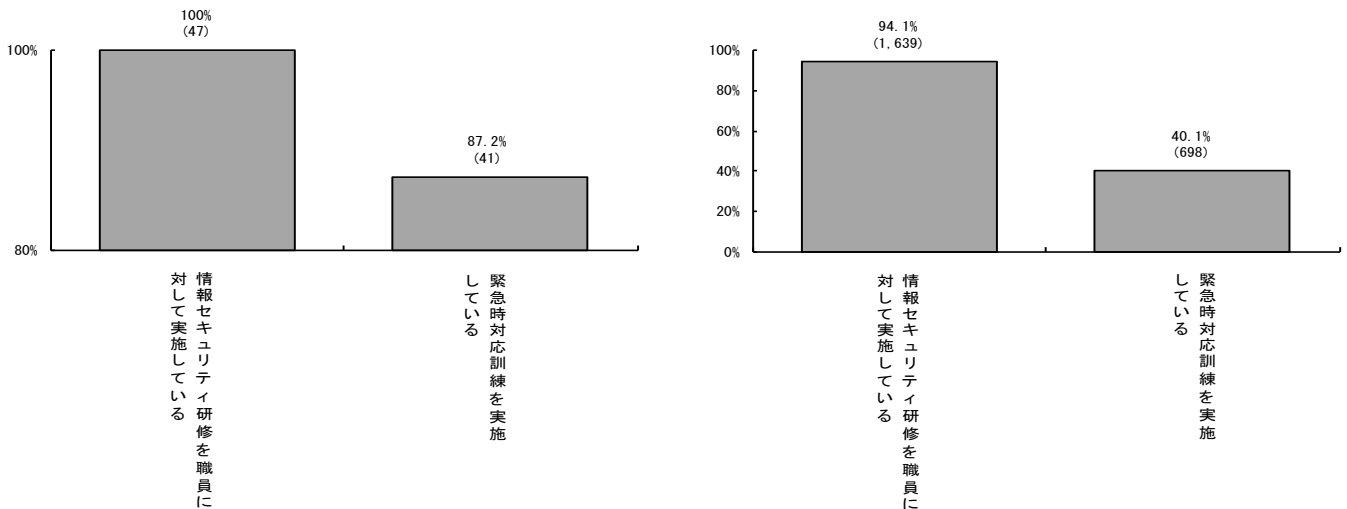
第46図 物理的セキュリティ対策の実施（複数回答）



(2) 人的セキュリティ対策の実施

人的セキュリティ対策については、都道府県においては全団体、市区町村では1,639団体（94.1%）が「情報セキュリティ研修を職員に対して実施」しており、都道府県においては41団体（87.2%）、市区町村では698団体（40.1%）が「緊急時対応訓練を実施」している。

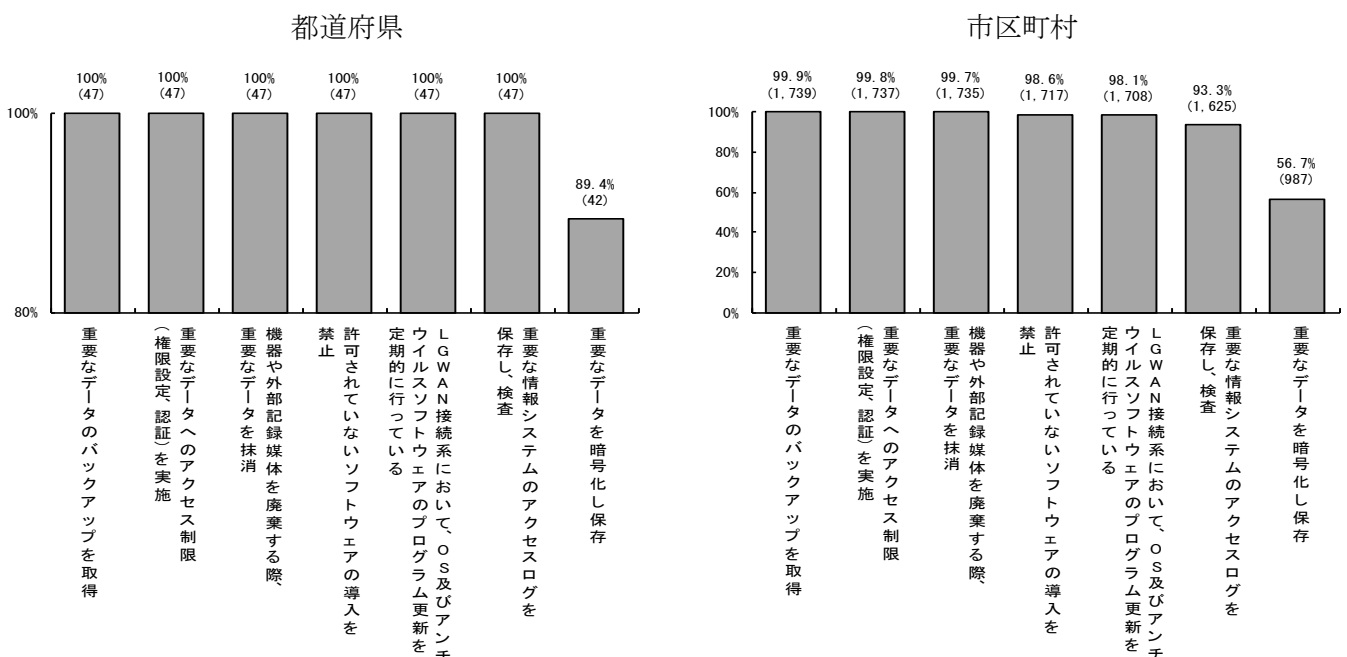
第47図 人的セキュリティ対策の実施（複数回答）



(3) 技術的セキュリティ対策の実施

技術的セキュリティ対策については、「重要なデータのバックアップの取得」等を全都道府県で実施しており、市区町村においては「重要なデータのバックアップの取得」を1,739団体（99.9%）が行っており、次いで「重要なデータへのアクセス制限（権限設定・認証）を実施」している団体が1,737団体（99.8%）となっている。一方、「重要なデータを暗号化し保存」している団体は、都道府県では42団体（89.4%）、市区町村では987団体（56.7%）とともに少なくなっている。

第48図 技術的セキュリティ対策の実施（複数回答）

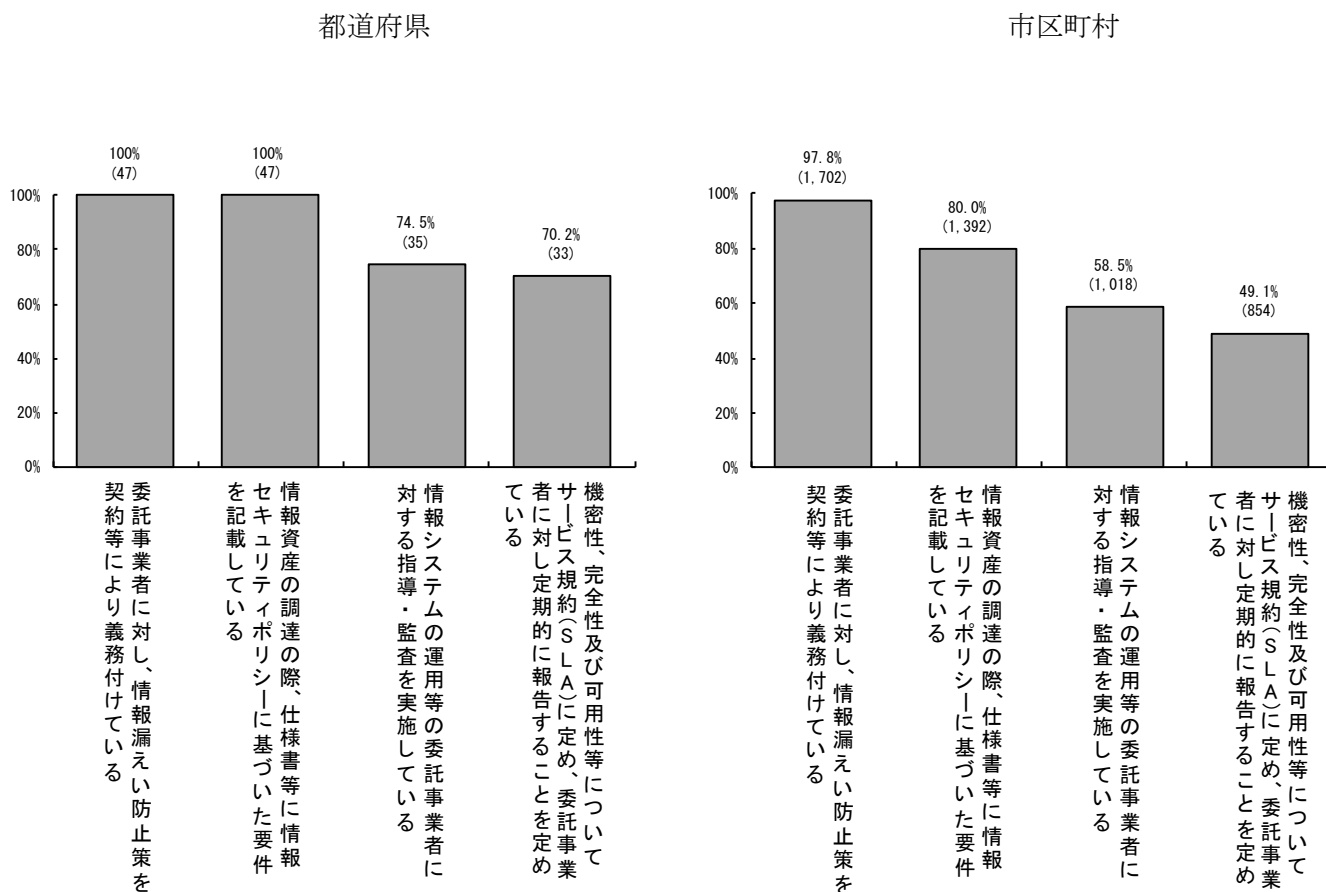


4 情報セキュリティ対策の調達・運用

「委託事業者に対し、情報漏えい防止策を契約等により義務付けている」のは、都道府県では全団体、市区町村では1,702団体（97.8%）である。

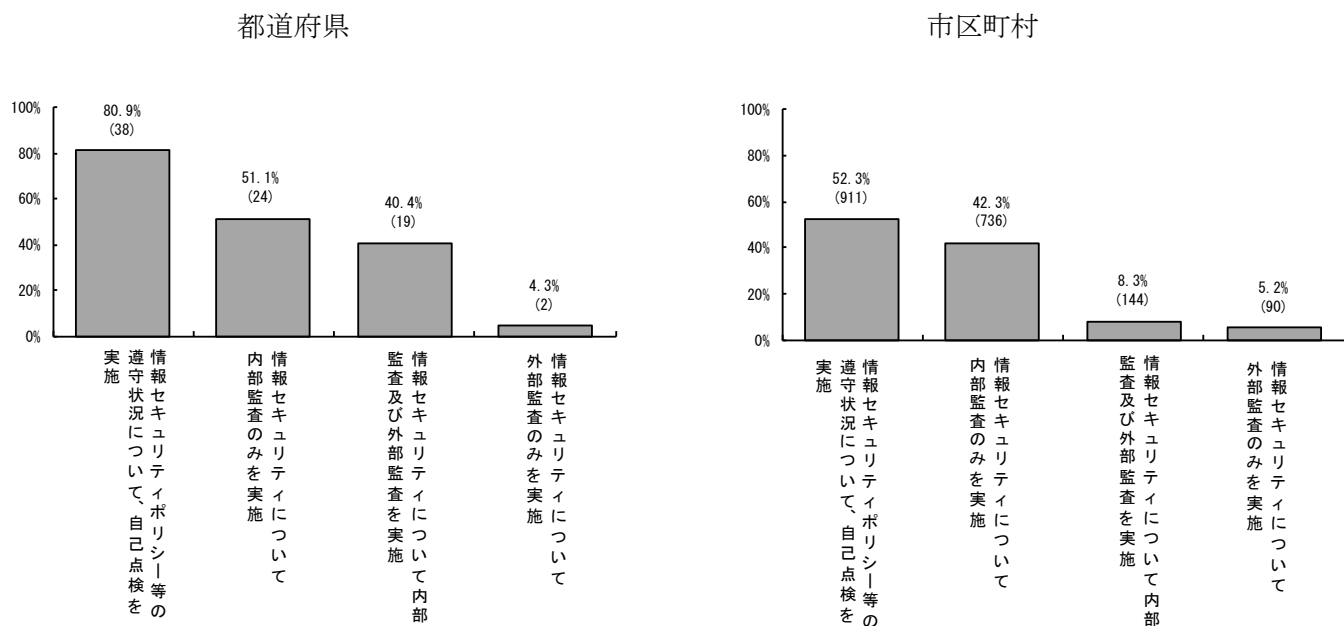
また、情報資産の調達の際、仕様書等に情報セキュリティポリシーに基づいた要件を記載しているのは、都道府県では全団体、市区町村では1,392団体（80.0%）であった。

第49図 情報セキュリティ対策の調達・運用（複数回答）



5 情報セキュリティ対策の監査・点検

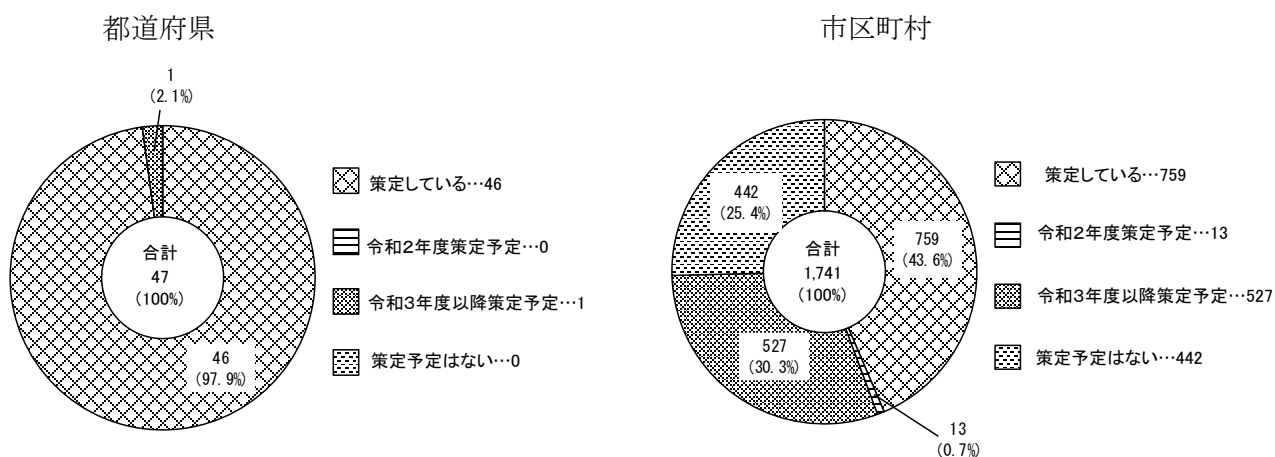
第50図 情報セキュリティ対策の監査・点検



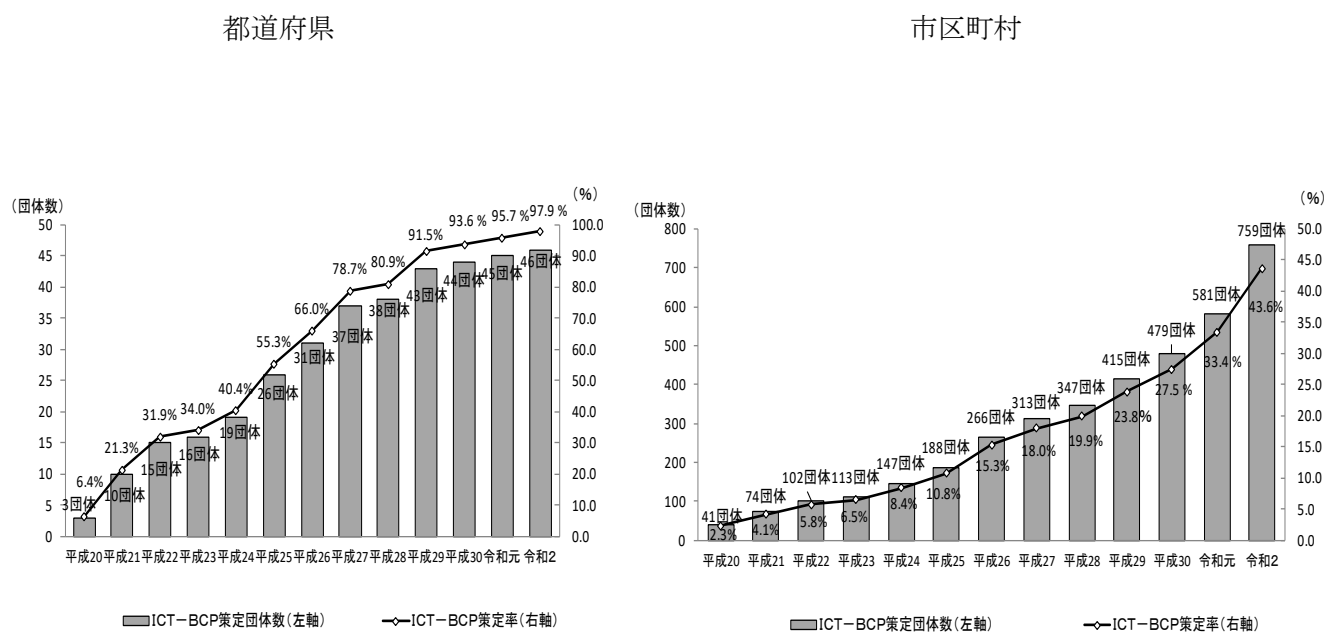
6 情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）の策定状況

ICT-BCPの策定状況については、都道府県では46団体（97.9%）、市区町村では759団体（43.6%）で策定していた。

第51図 ICT-BCPの策定状況

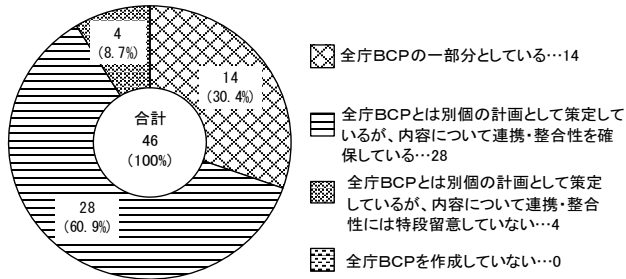


第52図 ICT-BCPの策定率の推移

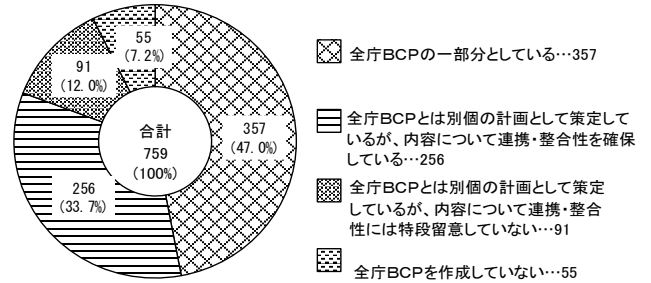


第 53 図 ICT-BCP と全庁 BCP との関係

都道府県
(ICT-BCP を策定済み 46 団体中)

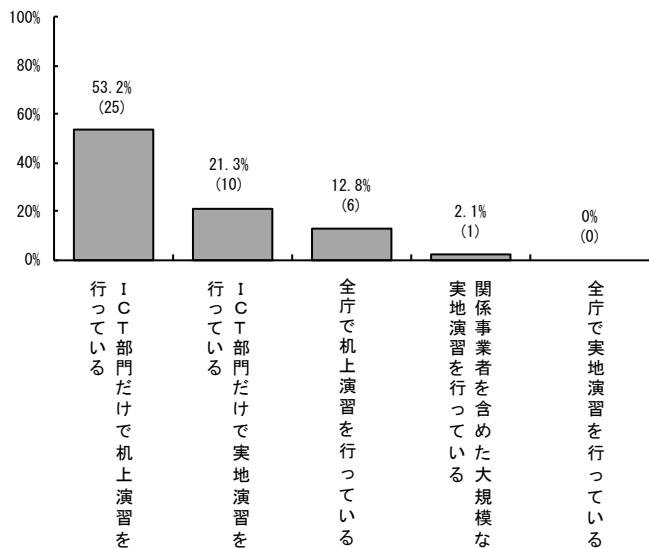


市区町村
(ICT-BCP を策定済み 759 団体中)

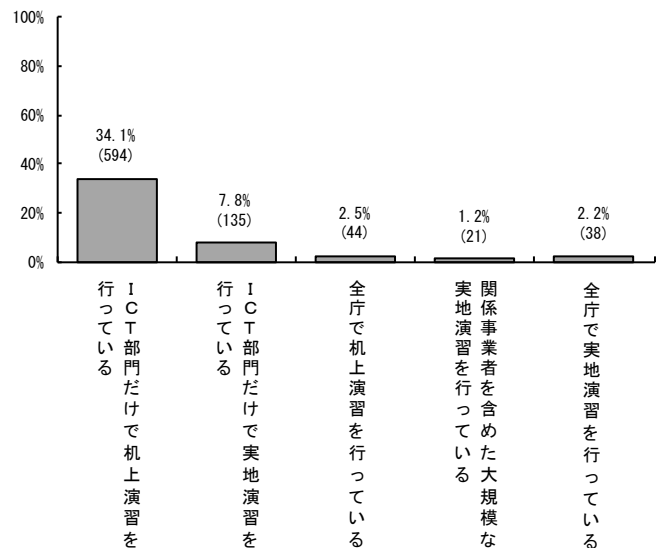


第 54 図 情報システムに関する業務継続訓練の実施状況(複数回答)

都道府県



市区町村



凡例

1 本書で扱うコンピュータ用語等の定義は以下のとおり。

- (1) CIO (Chief Information Officer) : 経営戦略の一部としての情報化戦略の立案・実行、適切な情報技術に基づく経営戦略の提案、情報技術を活用した組織や業務プロセスの改革、組織のIT資産（人材、ハードウェア、ソフトウェアなど）の管理や調達を最適化することなどをその役割とする最高情報責任者のこと。
- (2) CIO補佐官：業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、CIO及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行うことができる者のこと。単なるコンピュータ担当職員とは異なる。
- (3) CISO (Chief Information Security Officer) : コンピュータシステムやネットワークのセキュリティ対策や、機密情報や個人情報の管理などを統括する最高情報責任者のこと。
- (4) ネットワーク管理者：職員のうち、行政全般及び情報通信ネットワーク技術に関する高度な専門的知識を有する者のこと。当該地方公共団体の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、更新等並びに情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者をいう。本書においては、CIO補佐官と同義に扱っている。
- (5) LAN (Local Area Network) (構内通信網) : 同軸ケーブル、光ファイバー等を使って、同じ建物等の中にあるコンピュータやプリンタ等を接続し、データをやり取りするネットワーク。
- (6) LGWAN (Local Government Wide Area Network) : 地方公共団体を結ぶ行政専用のWAN。
- (7) 電子掲示板：参加者すべてが読み書きできる電子的な掲示板サービスのことを指し、インターネット上にWebサイトの形態で提供されているもの。
- (8) VoIP (Voice over IP) : IP技術を利用して音声を通信する技術。IP電話などに利用されている。
- (9) SNS (Social Network Service) : 一般的なウェブサイトとは異なり、既に加入している人が招待することにより参加する形式としたことで、現実社会でのつながりのある会員から構成されるウェブコミュニティ。地域SNSは新しい住民参画のツールのひとつとして期待されている。
- (10) RSS (RDF Site Summary/Rich Site Summary/Really Simple Syndication) : ホームページのニュースや新着情報など更新された情報をまとめ、RSSリーダーと呼ばれるソフトウェアにリアルタイムに配信する機能のこと。
- (11) CMS (Content Management System) : ホームページのテキストやグラフィックなどの素材を統合的に管理し、更新・配信するソフトウェア。定型的に素材を登録することで、ホームページの情報が半自動的に更新されることから、一貫性のあるサイト構築が実現でき、ユーザビリティの向上につながるほか、リンクの変更・削除などの管理や公開日時の設定の機能を持つものもある。
- (12) JIS X 8341-3:2016 : ウェブコンテンツのアクセシビリティに関する日本工業規格。アクセシビリティを確保するための61項目の達成基準を規定しており、達成基準はA（最低レベル）、AA、AAA（最高レベル）の3つの適合レベルに分類される。
- (13) e-文書条例：民間事業者等に対して条例や規則で課している書面（紙）による保存等に代わり、電磁的記録による保存等を行うことを容認する条例のこと。
- (14) GIS (Geographic Information System) : 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能とする技術。
- (15) 統合型GIS：庁内LAN等のネットワーク環境のもとで、庁内で共用できる空間データを「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署において活用する庁内横断的なシステム。

- (16) ASP (Application Service Provider) ・SaaS(Software as a Service)：ネットワークを通じて、アプリケーション・ソフトウェア及びそれに付随するサービスを利用させること、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデルを指す。(ASPとSaaSは特に区別しない。)
- (17) 地域情報プラットフォーム標準仕様：地方公共団体や民間企業などの情報システムが相互に接続・連携できるようにあらかじめ各々のシステムが準拠しておくべきルールを定めたもの。
- (18) 情報セキュリティポリシー：地方公共団体が保有する情報資産の情報セキュリティ対策について、各地方公共団体が総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方、並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を規定する。
- (19) バックアップ：データの写しを取って別の記録媒体に保存すること（データはシステム上のデータまたは紙ベースでの書類のコピー等）。
- (20) ICT-BCP：災害や事故を受けても、ICT資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保する計画。
- (21) 中間標準レイアウト：データ移行費用の低減を図るため、データ項目やその表現形式等を統一した、全国の地方公共団体がデータ移行時に共通的に利用できる標準化された中間レイアウトのこと。総務省が22業務を対象に中間標準レイアウト仕様を作成し、平成24年6月に公表。平成28年4月には中間標準レイアウト仕様V2.2を公表。
- (22) CSIRT (Computer Security Incident Response Team)：情報システムに対するサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントが発生した際に、発生した情報セキュリティインシデントを正確に把握・分析し、被害拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うことを可能とするための機能を有する体制のこと。

- 2 その他本書で用いている用語の定義は以下のとおり。
情報主管課の職員・要員の範囲は、以下のとおりとした。

① 所属職員

一般事務職員：情報主管課に所属する正規職員

任期付職員：IT関係の識見者としてシステムの開発について助言・指導、企画、システム設計及び契約・調達等を行うため、期間を定めて採用した所属職員。

② 外部委託等による要員

区 分	職 務 内 容
システム管理者	コンピュータシステムや通信ネットワークを管理する責任者で、ユーザー・アカウントやパスワードの設定、ユーティリティ管理、ディスク・スペース管理、ネットワーク管理などを行う。
プログラマ・SE	プログラマとは SE が設計した仕様内容に従って、プログラムのコーディング作成を主とするエンジニアである。SE とは組織の業務を処理するためのコンピュータシステムのシステム解析、開発設計から導入計画を行うエンジニアである。
オペレータ	データベースや情報サービスなどで、システム全体が正常に機能するよう、電子計算機を管理する運用者。
キーパンチャ	データ入力を主な作業とする者。

参考：電子自治体に関する近年の主要な取組み

	総務省自治行政局における取組みなど		法律の施行及び政府全体の政策など	
平成13年	3月 7月 10月	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの策定 統合型の地理情報システムに関する全体指針・整備指針 電子政府・電子自治体推進プログラム 総合行政ネットワークの運用開始 地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様（中間報告） 電子自治体推進パイロット事業（平成13～15年度）	1月 6月	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の施行 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）設置 e-Japan戦略の策定 申請・届出等手続のオンライン化にかかる新アクション・プラン
平成14年	2月 5月 8月 9月	LGPKI（組織認証基盤）の運用開始 「共同アウトソーシング電子自治体推進戦略」（経済財政諮問会議で発足） 住民基本台帳ネットワークシステムの稼動 統合型の地理情報システムに関する運用指針・活用指針	2月 7月 9月	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の施行 GISアクションプログラム2002-2005（地理情報システム） アクション・プラン2002-各府省の行政手続の電子手続等の電子化推進に関するアクション・プラン-のとりまとめ 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の設置
平成15年	3月 8月 12月	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（一部改定） 地方公共団体における申請届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様（第二版） 公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドラインの策定 電子自治体推進指針の策定 住民基本台帳カードの交付開始 電子行政推進国・地方公共団体協議会の設置 総務省電子政府・電子自治体推進本部の設置 地方公共団体情報セキュリティ管理基準の策定 共同アウトソーシング事業（平成15～20年度） 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドラインの策定	2月 7月 12月	行政手続オンライン化関係三法の施行 ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 e-Japan戦略Ⅱの策定 電子政府構築計画の策定 各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議の設置
平成16年	1月 3月 4月 11月	公的個人認証サービスの開始 全地方公共団体が「総合行政ネットワーク」に接続 電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会発足 日韓電子政府・電子自治体交流会議	6月	電子政府構築計画の改定

平成17年	5月 ICTを活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会発足 6月 自治体ISACの具体化のための調査研究会発足（平成18年3月最終報告） 7月 地方公共団体の情報セキュリティレベルの評価に係る制度の在り方に関する検討会発足（18年3月最終報告） 住民基本台帳カードの利活用手法等に関する検討会発足（平成18年3月最終報告）	1月 地方税電子申告システム（eLTAX）運用開始 4月 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法）の施行 5月 個人情報の保護に関する法律の完全施行 情報セキュリティ政策会議の設置
平成18年	4月 業務・システム刷新化の手引き公表（自治体EA事業） 7月 住民参画システム利用の手引き公表 9月 電子自治体オンライン利用促進指針策定 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（全部改定） 11月 自治体ISAC実証実験開始 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会発足 Web2.0時代の地域のあり方に関する研究会発足	1月 IT新改革戦略の策定 2月 第一次情報セキュリティ基本計画 3月 オンライン利用促進のための行動計画 電子政府推進管理室（GPMO）発足 8月 電子政府評価委員会発足 電子政府推進計画の策定 11月 電子署名にかかる地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行
平成19年	1月 システム効率化ベストプラクティス公表 3月 新電子自治体推進指針策定 自治体CEPTOAR創設 5月 電子自治体推進のための住民アンケートと改善のポイント公表 6月 住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会発足 7月 地方公共団体におけるセキュリティ監査に関するガイドラインの公表（全部改定） 地方公共団体におけるITガバナンスの強化ガイド公表 10月 オンライン利用促進ワーキンググループ及びセキュリティワーキンググループ設置	2月 「セキュリティの日」創設 3月 GISアクションプログラム2010策定 8月 電子政府推進計画の改定 地理空間情報活用推進基本法施行
平成20年	3月 統合型GIS推進指針の公表 オンライン利用促進ワーキンググループ報告書（「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」、「地方公共団体における証明書等の電子交付等」）の公表 8月 地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドラインの公表 11月 第1回日韓電子自治体政策交流会議	4月 地理空間情報活用推進基本計画の策定 6月 IT政策ロードマップ策定 オンライン利用拡大推進団の設置 9月 オンライン利用拡大行動計画の策定
平成21年	1月 オンライン利用促進ワーキンググループ報告書（「インセンティブ付与」、「証明書のペーパーレス化」）の公表 3月 セキュリティワーキンググループ検討結果（「外部委託に伴う個人情報漏洩防止対策に関する検討について」、「情報資産のリスク分析に関する検討について」）の公表 5月 地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議第一次中間報告の公表	2月 第二次情報セキュリティ基本計画 4月 デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プランの策定 7月 i-Japan戦略2015の策定

		地理空間情報に関する地域共同整備推進ガイドラインの公表		
平成22年	4月 7月 10月	地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドラインの公表 自治体クラウド推進本部設置 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（一部改定） 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（一部改定）	2月 5月 6月	「情報セキュリティ月間」創設 新たな情報通信技術戦略の策定 国民を守る情報セキュリティ戦略 新たな情報通信技術戦略工程表の策定 新成長戦略（閣議決定）
平成23年	6月 8月	自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめの公表 自治体クラウドへの取組を支援するため、特別交付税による地方財政措置を創設	8月	電子行政推進に関する基本方針 新たなオンライン利用に関する計画
平成24年	1月 6月	災害に強い電子自治体に関する研究会発足 中間標準レイアウト仕様の公表	3月 8月	地理空間情報活用推進基本計画の策定 政府CIO任命
平成25年	4月 7月 12月	地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）初動版サンプルの公表 電子自治体の取組みを加速するための検討会発足 番号クラウド推進プロジェクトチーム発足	5月 6月	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の成立 世界最先端IT国家創造宣言
平成26年	3月 10月 11月	電子自治体の取組みを加速するための10の指針の策定 地方公共団体における情報セキュリティ対策の向上に関する研究会発足 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会発足	6月	「経済財政運営と改革の基本方針2014」 「「日本再興戦略」改訂2014」 「世界最先端IT国家創造宣言」（改定）
平成27年	3月 7月 11月	「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会報告書公表 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（一部改定） 「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」発足 自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告 「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」	6月	「国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告」 「経済財政運営と改革の基本方針2015」 「「日本再興戦略」改訂2015」「世界最先端IT国家創造宣言」（改定）
平成28年	8月 9月	自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイントの策定 自治体クラウド導入サポート員発足	4月 5月 6月 12月	「国・地方IT化・BPR推進チーム第二次報告」 「世界最先端IT国家創造宣言」（改定） 「経済財政運営と改革の基本方針2016」 「日本再興戦略2016」 官民データ活用推進基本法の施行
平成29年	11月 12月	地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップの策定 自治体情報セキュリティ向上プラットフォームの稼働	3月 5月 6月	地理空間情報活用推進基本計画の策定 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の策定 「経済財政運営と改革の基本方針2017」 「未来投資戦略2017」

平成30年	5月 9月	「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」の策定 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（一部改定） 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（一部改定）	1月 6月 7月	「デジタル・ガバメント実行計画」の策定 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民活用データ活用推進基本計画」の策定 「経済財政運営と改革の基本方針2018」 「未来投資戦略2018」 「デジタル・ガバメント実行計画」の改定
平成31年 令和元年	12月	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」の設置	6月 12月	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）制定 「デジタル・ガバメント実行計画」の改定
令和2年	3月 12月	「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」の改訂 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の策定 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（一部改定） 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（一部改定）	12月	「デジタル・ガバメント実行計画」の改定 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」
令和3年	7月	「自治体DX推進手順書」作成	5月	「デジタル改革関連法」成立